

# 1 新市の姿

## 香取市の概要

現在の人口	85,069 人 (H22.4.1 住基人口)	合併関係市町村	佐原市、小見川町、山田町、栗源町
面積	262.31 k m <sup>2</sup>	合併時人口	45,965 人
合併日	H18.3.27	面積	119.88 k m <sup>2</sup>
合併方式	新設合併	合併時人口	25,399 人
地域の特色	千葉県北東部に位置し、東京都心から直線で約 70 km、千葉市から約 50 kmにあります。北部は利根川が東西に流れ、その流域には広大な水田地帯が広がり、南部は山林と畑作地帯を中心とした平坦地が北総台地の一角を形成しています。総面積は 262.31 k m <sup>2</sup> を有し、県内で 4 番目に大きな市になります。	面積	61.84 k m <sup>2</sup>
		合併時人口	5,190 人
		面積	29.05 k m <sup>2</sup>
		合併時人口	10,778 人
		面積	51.54 k m <sup>2</sup>
		人口・面積は合併時の直近国勢調査(平 17)のもの	

## 合併までの取り組み

1市3町の合併については、平成16年3月21日に佐原市、山田町及び栗源町による「香取地域合併協議会準備会(任意協議会)」を設置、計3回の準備会開催の後、平成16年5月20日に法定の合併協議会が設置され、その後、小見川町が加入し、平成17年3月14日までに計13回の協議会を開催しました。同年3月22日に合併協定書の調印を行い、同年3月25日に1市3町の議会において一斉に合併関連議案の議決を行いました。

### 廃置分合を必要とした理由（合併申請書より抜粋）

本格的な地方分権時代を迎え、その主体となる地方自治体は、自己決定・自己責任により、各種施策を展開していかなければならず、政策立案能力・行政執行能力がこれまで以上に求められている。

また、交通移動手段等の進歩により、住民の活動範囲は、飛躍的に拡大し、行政への要望も広域化の傾向にある。加えて情報化、国際化の進展により、良質かつ多種多様な行政サービスを求める声が大きくなってきている。

一方、少子高齢化・人口減少社会の到来は、税収入の減少と少子・高齢化対策をはじめとする行政経費の増加をもたらすことから、地方自治体は、これまで以上に厳しい行財政運営を強いられることとなる。特にこの地域は、高齢化比率が全国や県より高い水準で推移してきており、人口も減少傾向が顕著となっている。

このようなことから、組織体制の再編整備、多様な人材の発掘・育成など、組織・人材両面における行政能力の充実・強化を図っていくと共に、抜本的な行財政改革による行政経費の節減を図る必要がある。しかし、本地域では、単独の市町での対応が難しい状況にあり、合併することで、基礎的自治体としての役割を積極的に果たしていく必要がある。

## 香取市データ

・世帯数及び人口の推移（旧市町合計）（単位：人）

区分	世帯数	人口				1世帯あたり人員
		総数	男	女	前回増減	
平成2	24,505	93,275	45,775	47,500		3.81
7	25,993	93,544	46,028	47,516	269	3.60
12	26,752	90,943	44,556	46,387	2,601	3.40
17	27,264	87,332	42,790	44,542	3,611	3.20

・就業人口の推移（旧市町合計）（単位：人）

区分	就業人口総数	就業人口（％）		
		第1次	第2次	第3次
平成2	47,992	8,951（18.7）	13,372（27.9）	25,540（53.3）
7	48,327	7,068（14.6）	13,652（28.2）	27,487（56.9）
12	46,340	5,920（12.8）	12,472（26.9）	27,588（59.5）
17	44,074	5,689（13.0）	11,116（25.2）	27,036（61.3）

（国勢調査）

### 【各統計データ】

・人口（単位：人）

1	千葉市	924,353
2	船橋市	569,829
3	松戸市	472,504
	：	
	：	
18	君津市	90,978
19	香取市	87,332
20	四街道市	84,769

（平成17年国勢調査）

・面積（単位：km<sup>2</sup>）

1	市原市	368.20
2	君津市	318.83
3	千葉市	272.08
4	香取市	262.31
5	南房総市	230.22

（平成22年4月1日現在）

・農業産出額(単位:千万円)

1	旭市	4,183
2	香取市	3,213
3	銚子市	2,284
4	山武市	1,621
5	成田市	1,613
(平成18年産)		

・米産出額(単位:千万円)

1	香取市	823
2	旭市	418
3	匝瑳市	362
4	市原市	347
5	成田市	346
(平成18年産)		

・いも類産出額(単位:千万円)

1	香取市	665
2	成田市	485
3	多古町	228
4	八街市	186
5	富里市	63
(平成18年産)		

・畜産産出額(単位:千万円)

1	旭市	1,664
2	香取市	1,040
3	銚子市	626
4	匝瑳市	496
5	市原市	463
(平成18年産)		

・ぶどう収穫量(単位:t)

1	香取市	117
2	東金市	86
3	白井市	73
4	多古町	44
5	鎌ヶ谷市	37
(平成16年産青果物生産出荷統計旧市町合計)		

・観光入込数(単位:人)

1	浦安市	40,228,159
2	千葉市	16,518,126
3	成田市	14,662,745
4	木更津市	8,270,432
5	香取市	6,503,062
(平成20年観光入込調査)		

・商業(年間商品販売額)(単位:千万円)

1	千葉市	372,109
2	船橋市	116,108
3	柏市	89,342
・		
・		
19	八街市	14,064
20	香取市	13,528
21	富里市	11,054
(平成19年)		

・工業(製造品出荷額)(単位:千万円)

1	市原市	570,044
2	千葉市	135,622
3	袖ヶ浦市	134,625
・		
・		
17	習志野市	17,267
18	香取市	12,759
19	東金市	12,700
(平成20年)		

## 2 財政の状況

### 普通会計決算の状況

本市の財政状況について、まず、合併前を含む、過去5年の普通会計決算の推移をもとに検証します。

なお、本市は、平成18年3月27日に合併したため、平成17年度までを合併前の旧市町分として考えることとします。

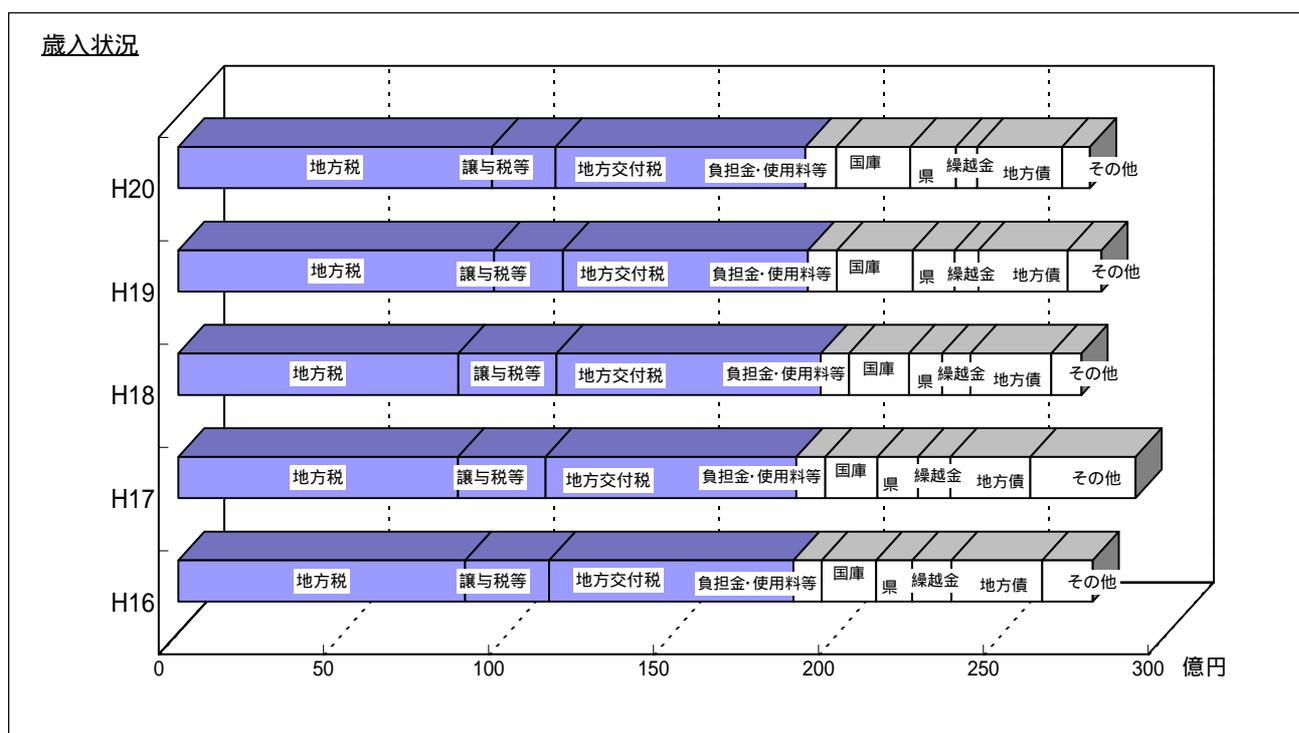
「普通会計決算」とは、一般会計、土地取得事業及び火葬場事業特別会計の事業会計等以外の合計額から、関係する決算額の純計相殺等を行ったあとのもの

### (1) 歳入について

(単位:千円)

区分	合併前			合併後					
	16年度	17年度	増減額	18年度	増減額	19年度	増減額	20年度	増減額
地方税	8,689,664	8,479,258	210,406	8,492,388	13,130	9,567,982	1,075,594	9,515,482	52,500
地方譲与税	702,651	864,069	161,418	1,197,289	333,220	540,526	656,763	518,681	21,845
利子割交付金	55,924	37,427	18,497	27,432	9,995	35,841	8,409	34,971	870
配当割交付金	13,512	23,091	9,579	34,865	11,774	38,835	3,970	16,484	22,351
株式等譲渡所得割交付金	15,910	38,467	22,557	32,146	6,321	27,622	4,524	5,463	22,159
地方消費税交付金	866,156	805,584	60,572	833,246	27,662	808,831	24,415	737,460	71,371
ゴルフ場利用税交付金	225,278	224,966	312	237,474	12,508	229,719	7,755	223,234	6,485
自動車取得税交付金	376,109	378,324	2,215	406,487	28,163	362,530	43,957	290,931	71,599
地方特例交付金	300,109	282,435	17,674	206,170	76,265	53,104	153,066	96,165	43,061
地方交付税	7,397,875	7,602,780	204,905	8,010,472	407,692	7,424,571	585,901	7,568,145	143,574
内訳									
普通	6,806,051	6,996,319	190,268	7,155,063	158,744	6,696,200	458,863	6,838,889	142,689
特別	591,824	606,461	14,637	855,409	248,948	728,371	127,038	729,256	885
<b>一般財源の計</b>	<b>18,643,188</b>	<b>18,736,401</b>	<b>93,213</b>	<b>19,477,969</b>	<b>741,568</b>	<b>19,089,561</b>	<b>388,408</b>	<b>19,007,016</b>	<b>82,545</b>
交通安全特別交付金	14,403	14,518	115	15,031	513	14,650	381	12,990	1,660
分担金・負担金	336,810	353,129	16,319	333,592	19,537	340,975	7,383	342,823	1,848
使用料・手数料	522,426	527,626	5,200	520,337	7,289	535,945	15,608	593,452	57,507
国庫支出金	1,649,331	1,579,477	69,854	1,815,056	235,579	2,296,975	481,919	2,245,396	51,579
県支出金	1,099,600	1,224,852	125,252	1,013,455	211,397	1,270,510	257,055	1,385,633	115,123
財産収入	31,335	256,778	225,443	38,272	218,506	29,311	8,961	49,193	19,882
寄附金	6,534	40,742	34,208	156	40,586	150	6	5,411	5,261
繰入金	818,511	1,950,799	1,132,288	204,697	1,746,102	248,131	43,434	89,754	158,377
繰越金	1,182,356	991,258	191,098	848,311	142,947	728,128	120,183	644,083	84,045
諸収入	657,509	926,926	269,417	659,623	267,303	728,228	68,605	688,040	40,188
地方債	2,755,500	2,415,300	340,200	2,449,205	33,905	2,697,121	247,916	2,572,861	124,260
うち減税補てん償	169,500	110,900	58,600	76,700	34,200	0	76,700	0	0
うち臨時財政対策債	1,489,700	1,148,400	341,300	1,003,200	145,200	910,226	92,974	852,561	57,665
<b>合計</b>	<b>27,717,503</b>	<b>29,017,806</b>	<b>1,300,303</b>	<b>27,375,704</b>	<b>1,642,102</b>	<b>27,979,685</b>	<b>603,981</b>	<b>27,636,652</b>	<b>343,033</b>
[参考]普通交付税+臨財債	8,295,751	8,144,719	151,032	8,158,263	13,544	7,606,426	551,837	7,691,450	85,024

注)・16年度の値は、旧市町分の単純計による



歳入決算の推移は、前頁の表等のとおりです。

まず、「一般財源の計」の推移をみると、合併前に比べ、合併後に増となっています。主な要因としては、税等の自主財源の増により財政状況が好転したのではなく、国の権限委譲や三位一体改革及び、合併に伴う市町権能差の関係から、特に18年度など、歳出の扶助費等義務的経費が増え、普通交付税等の関係する歳入が増加しているものと思われます。

また、19年度の「地方税」は、前年度から10億7,559万4千円の大幅増となっていますが、国の税源移譲に伴う市民税の増が要因で、反面、同年度の「地方譲与税」「地方特例交付金」と「普通交付税」は、同額規模以上の減となっています。

合併後18年度の「特別交付税」の増は、合併優遇措置等によるもので、以後、その比率が下がり、年々、減少しています。

このほか、実質の普通交付税額となる「[参考]普通交付税+臨財債」の推移をみると、合併後10年間等は、合併算定替えの優遇措置があるなか、19年度は約76億円、20年度は約77億円と、前述した19年度の税源移譲分約3億円(地方税の増約11億円から地方譲与税と地方特例交付金の減約8億円を引いた額)を考慮(加算)しても、おおむね約80億円程度の水準となり、権限委譲による扶助費等の増や、臨時財政対策債の償還額が増えているにもかかわらず、合併前16年度の約83億円、17年度の約81億円と比較すると、やや低い状況にあります。

これは、国の地方財政計画上、普通交付税等の原資となる国税収入が落ち込む中、歳出における社会保障費や公債費の増は、人件費や普通建設費の減等により対応することが前提となっており、普通交付税額を押し上げるまでの基準財政需要額の増を考慮できない状況にあると考えます。

このように、本市においては、現在、歳入一般財源の推移に大きな変化(減少)はみられませんが、合併したとはいえ、人口減、高齢化の進展等により、税収等自主財源の大幅な増が見込めないため、引き続き、歳入における地方交付税等国の政策による影響が大きいといわざるを得ません。

他の項目につきましては、まず、合併前17年度の「繰入金」が多額なのは、合併後に引き継がない特定目的基金等の取崩しが要因です。

また、「地方債」については、合併前16年度が27億5,550万円、17年度が24億1,530万円で、合併後の18～20年度の状況も、約24億円～27億円の範囲内にあり、おおむね同じ水準にあります。

しかし、合併後においては、優遇措置の一つである合併特例債が活用できること及び、合併後の3年間は、合併特例債等を活用し、「地域振興基金」の積立原資として、毎年、9億8,500万円ずつ借り入れていることから、その分を考慮すると、実質的な建設事業へ充当する借入金は減少している状況にあります。

なお、歳入の決算規模(合計)については、16年度、18年度、20年度が、おおむね同水準にあり、後述しますが、歳出における普通建設事業費の多い17年度、19年度において、国・県支出金、財産収入、繰入金、諸収入及び地方債という関係特定財源も増えているため、その規模も増となっています。

## (2) 歳出について

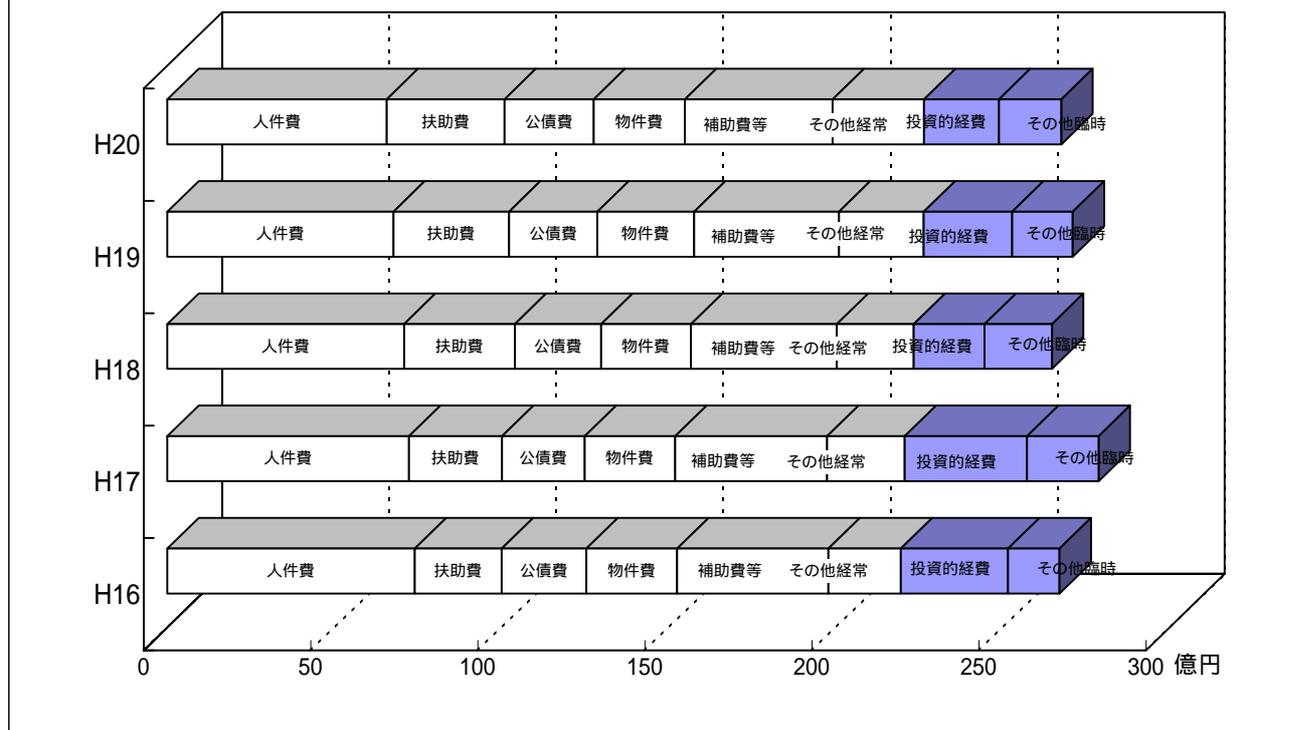
## 性質別歳出の状況

(単位:千円)

区分	合併前			合併後					
	16年度	17年度	増減額	18年度	増減額	19年度	増減額	20年度	増減額
人件費	7,407,627	7,234,290	173,337	7,085,760	148,530	6,767,762	317,998	6,564,809	202,953
うち職員給	5,029,126	4,973,771	55,355	4,999,732	25,961	4,784,406	215,326	4,569,853	214,553
扶助費	2,600,682	2,786,599	185,917	3,314,526	527,927	3,457,639	143,113	3,525,692	68,053
公債費	2,532,040	2,476,345	55,695	2,585,883	109,538	2,642,168	56,285	2,669,489	27,321
内訳									
元利償還金	2,528,363	2,475,971	52,392	2,585,883	109,912	2,642,168	56,285	2,669,489	27,321
一次借入金利息	3,677	374	3,303	0	374	0	0	0	0
<b>義務的経費の計</b>	<b>12,540,349</b>	<b>12,497,234</b>	<b>43,115</b>	<b>12,986,169</b>	<b>488,935</b>	<b>12,867,569</b>	<b>118,600</b>	<b>12,759,990</b>	<b>107,579</b>
物件費	2,723,387	2,702,491	20,896	2,687,800	14,691	2,899,215	211,415	2,731,576	167,639
維持補修費	113,291	139,141	25,850	156,618	17,477	141,043	15,575	152,133	11,090
補助費等	4,524,183	4,550,555	26,372	4,361,717	188,838	4,336,712	25,005	4,425,523	88,811
内訳									
一部事務組合に対するもの	3,089,921	3,186,296	96,375	3,208,438	22,142	3,194,030	14,408	3,126,059	67,971
その他のもの	1,434,262	1,364,259	70,003	1,153,279	210,980	1,142,682	10,597	1,299,464	156,782
経常的貸付金等	15,040	15,000	40	73,000	58,000	110,000	37,000	110,000	0
経常的繰出金	2,039,739	2,167,068	127,329	2,076,901	90,167	2,285,836	208,935	2,468,256	182,420
<b>経常的経費の計</b>	<b>21,955,989</b>	<b>22,071,489</b>	<b>115,500</b>	<b>22,342,205</b>	<b>270,716</b>	<b>22,640,375</b>	<b>298,170</b>	<b>22,647,478</b>	<b>7,103</b>
積立金	315,586	975,015	659,429	1,048,532	73,517	1,011,695	36,837	1,137,976	126,281
投資・出資・貸付金 (経常的なものを除く)	88,380	101,021	12,641	72,085	28,936	86,375	14,290	95,111	8,736
繰出金 (経常的なものを除く)	1,138,922	1,064,698	74,224	896,685	168,013	713,059	183,626	636,829	76,230
前年度繰上充用金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資的経費	3,209,030	3,665,272	456,242	2,122,069	1,543,203	2,647,098	525,029	2,242,235	404,863
うち人件費	268,352	331,855	63,503	201,640	130,215	220,518	18,878	202,906	17,612
内訳									
普通建設事業	3,089,341	3,661,007	571,666	2,072,676	1,588,331	2,588,250	515,574	2,242,235	346,015
内訳									
補助	483,901	491,098	7,197	240,586	250,512	608,445	367,859	515,411	93,034
単独	2,605,440	3,169,909	564,469	1,832,090	1,337,819	1,979,805	147,715	1,726,824	252,981
災害復旧事業費	119,689	4,265	115,424	49,393	45,128	58,848	9,455	0	58,848
失業対策事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>合計</b>	<b>26,707,907</b>	<b>27,877,495</b>	<b>1,169,588</b>	<b>26,481,576</b>	<b>1,395,919</b>	<b>27,098,602</b>	<b>617,026</b>	<b>26,759,629</b>	<b>338,973</b>
うち人件費	7,675,979	7,566,145	109,834	7,287,400	278,745	6,988,280	299,120	6,767,715	220,565

注)・16年度の値は、旧市町分の単純計による

## 性質別歳出



歳出の状況について、前頁の表等を踏まえ、性質別経費の各項目にかかる推移を検証します。

当該推移の特筆すべき事項としては、まず、「人件費」ですが、合併前の17年度が72億3,429万円であるのに対し、20年度が65億6,480万9千円と、約6億7,000万円の減となっています。しかしながら、同様に、「扶助費」は約7億4,000万円の増、「公債費」も約1億9,000万円の増となり、「義務的経費の計」では、約2億6,000万円の増という状況にあります。

したがって、合併した効果を生かすため、引き続き、職員数の削減等に伴う人件費の縮減に努めることとしています。

また、「扶助費」は、合併による市制施行に伴い、旧3町分の生活保護費等の支出増をはじめ、国の社会保障に係る制度改正や高齢者数の増加等により、年々、増加傾向にあります。

「公債費」についても、普通交付税の振替措置となる臨時財政対策債の借入れが多額となり、年々、償還額そのものが増えていきます。

これら制度上の扶助費の増等を含む当該経費相当分については、本来、普通交付税の増へ反映されるものと解しますが、前述のとおり、全国的に人件費や建設事業費の減等を相殺要因としていることから、本市においても、その財源確保にかかる工夫が求められていると考えます。

「経常的経費」の推移においても、年々、増加傾向にあります。

具体的には、本市の特徴として、一般行政施策のうち、消防、ゴミ処理等の業務を一部事務組合にて実施しており、通常他団体と比較し、「物件費」等の割合が低く、「補助費等」の占める割合が高い状況にあります。また、国民健康保険、介護保険、下水道や後期高齢者医療事業等、普通会計以外の特別会計に対する繰出金のうち、年々、経常的な支出に充てる金額が増えておりますが、合併直後の特殊要因に伴う19年度の「物件費」の増以外、引き続き、義務的経費を含む、経常的経費全体の縮減に努めているところです。

「積立金」は、合併前17年度において9億7,501万5千円と、新市に必要な財政調整基金等を引き継ぐこと及び、旧市町段階における決算処理という特殊要因に伴い多かった訳ですが、合併後の3年間においても、10億円を超える金額となっています。これは、前述したとおり、「地域振興基金」を創設し、各年10億円ずつの積み立てを行ったことが要因です。

「投資的経費」については、合併前16、17年度において、32億903万円及び36億6,527万2千円で、合併後は、約21億円から26億円程度の低い額となっています。

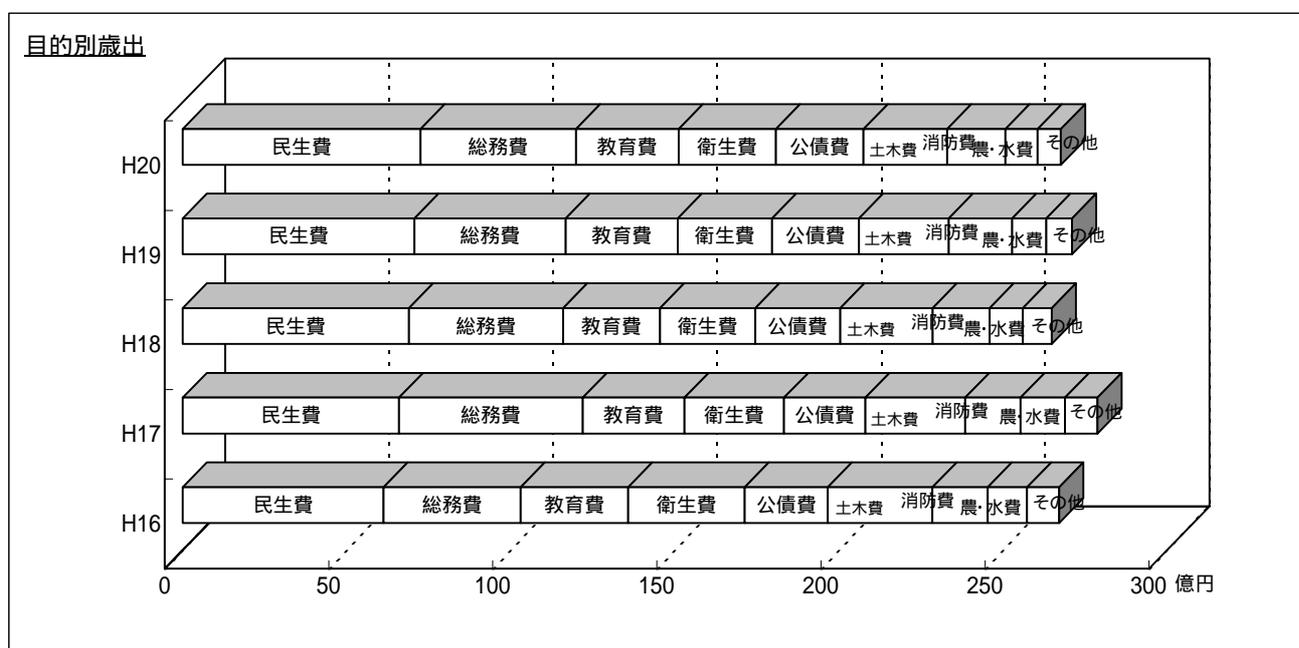
なお、歳出決算規模(合計)については、歳入と同様、普通建設事業費の支出額が多い、合併前の17年度及び合併後の19年度において、その規模も増という状況にあります。

## 目的別歳出の状況

(単位:千円)

区分	合併前			合併後					
	16年度	17年度	増減額	18年度	増減額	19年度	増減額	20年度	増減額
議会費	486,450	498,433	11,983	425,409	73,024	268,856	156,553	261,133	7,723
総務費	4,173,642	5,598,923	1,425,281	4,699,203	899,720	4,606,659	92,544	4,737,799	131,140
民生費	6,119,063	6,594,414	475,351	6,889,770	295,356	7,065,112	175,342	7,245,652	180,540
衛生費	3,548,020	3,037,529	510,491	2,901,545	135,984	2,873,277	28,268	2,968,810	95,533
労働費	4,738	843	3,895	836	7	13,442	12,606	14,932	1,490
農林水産業費	1,202,109	1,355,546	153,437	1,009,268	346,278	1,036,386	27,118	972,651	63,735
商工費	367,214	489,614	122,400	407,239	82,375	444,782	37,543	438,425	6,357
土木費	3,191,182	3,044,957	146,225	2,814,904	230,053	2,740,934	73,970	2,544,477	196,457
消防費	1,680,262	1,682,737	2,475	1,738,930	56,193	1,933,412	194,482	1,780,069	153,343
教育費	3,283,356	3,093,870	189,486	2,959,196	134,674	3,414,726	455,530	3,126,192	288,534
災害復旧費	119,689	4,265	115,424	49,393	45,128	58,848	9,455	0	58,848
公債費	2,532,182	2,476,364	55,818	2,585,883	109,519	2,642,168	56,285	2,669,489	27,321
合計	26,707,907	27,877,495	1,169,588	26,481,576	1,395,919	27,098,602	617,026	26,759,629	338,973

注)・16年度の値は、旧市町分の単純計による



次に、目的別歳出の状況は、上表等のとおりです。

特筆すべき事項としては、まず、最も構成比の高い「民生費」ですが、国の三位一体改革や社会保障費に係る制度改正等に伴い、年々、増えている傾向にあります。

「総務費」については、合併前17年度において、新市の事務電算システムを導入したため、大幅な増となっているほか、「公債費」についても、年々、増加の傾向が認められます。

また、各年度の特異要因による歳出事業費が増減している事項としては、「議会費」において、合併に伴う議員定数の削減により、暫定期間が終了した18、19年度に減となっていること、合併前17年度の「農林水産業費」「商工費」が特異要因により増額の状況にあったこと、「教育費」においても、合併前16年度と合併後の19年度において、大規模な建設事業があったことにより増額の状況にあります。

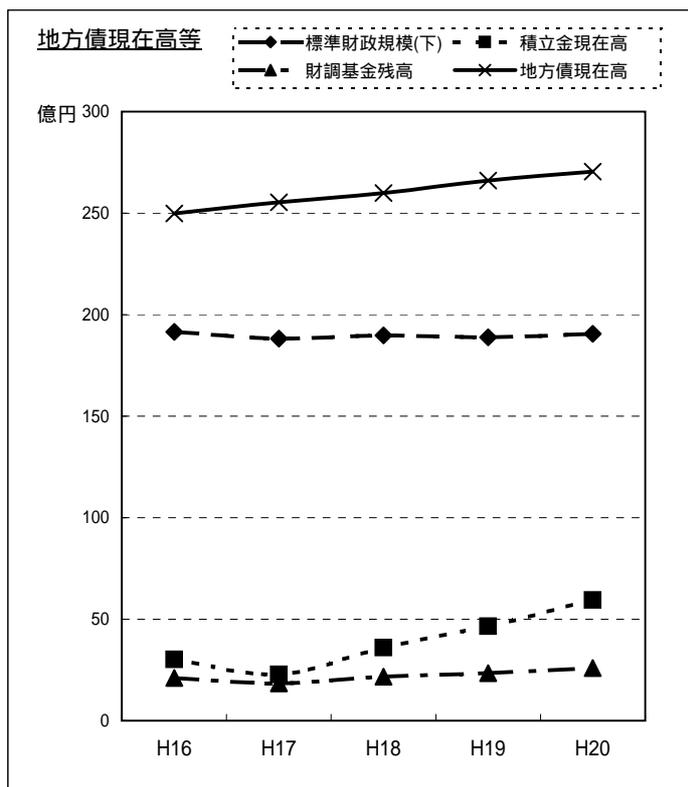
なお、「土木費」においては、年々、減少の傾向にあります。

# 主な財政指標等の状況

(単位:千円、%、人 ほか)

区分	合併前			合併後					
	16年度	17年度	増減	18年度	増減	19年度	増減	20年度	増減
標準財政規模 A	17,667,645	17,679,392	11,747	17,979,515	300,123	17,970,178	9,337	19,056,632	1,086,454
	19,157,345	18,827,792	329,553	18,982,715	154,923	18,880,404	102,311		176,228
基準財政需要額	15,082,041	15,227,761	145,720	13,995,143	1,232,618	13,844,448	150,695	14,031,300	186,852
基準財政収入額	8,283,765	8,231,442	52,323	8,425,943	194,501	8,775,244	349,301	8,871,557	96,313
財政力指数	0.529	0.538	0.009	0.564	0.026	0.592	0.028	0.623	0.031
うち単年度	0.549	0.541	0.008	0.602	0.061	0.634	0.032	0.632	0.002
経常収支比率	89.0	89.9	0.9	91.4	1.5	90.7	0.7	91.7	1.0
公債費比率	10.7	10.6	0.1	10.6	0.0	10.1	0.5	9.5	0.6
起債制限比率	7.8	8.0	0.2	8.3	0.3	8.3	0.0	8.2	0.1
実質赤字比率						-		-	
連結実質赤字比率						-		-	
実質公債費比率		16.2		15.9	0.3	12.6	3.3	12.0	0.6
将来負担比率						149.8		132.7	17.1
資金不足比率						-		-	
積立金現在高 B	3,013,649	2,277,940	735,709	3,606,188	1,328,248	4,655,049	1,048,861	5,940,282	1,285,233
うち財政調整基金	2,101,435	1,840,875	260,560	2,177,359	336,484	2,349,980	172,621	2,596,296	246,316
住基台帳1人当積立金現在高(円)	33,690	25,676	8,014	41,055	15,379	53,720	12,665	69,202	15,482
積立金現在高比率 B/A	17.1	12.9	4.2	20.1	7.2	25.9	5.8	31.2	5.3
	15.7	12.1	3.6	19.0	6.9	24.7	5.7		6.5
地方債現在高	24,982,065	25,537,094	555,029	25,985,347	448,253	26,602,427	617,080	27,037,098	434,671
住基台帳1人当地方債現在高(円)	279,276	287,846	8,570	295,836	7,990	306,996	11,160	314,971	7,975
投資的経費充当一般財源	1,468,990	1,055,725	413,265	1,413,508	357,783	1,310,094	103,414	1,428,859	118,765
住民基本台帳人口(各年度末現在)	89,453	88,718	735	87,837	881	86,654	1,183	85,840	814

注) ・A行、B/A行下段は、20年度と同様、標準財政規模として臨時財政対策債を加えた場合の値  
 ・上記以外の算定方法の変更は、「実質公債費比率」がH19以降、「将来負担比率」がH20以降  
 ・「積立金現在高」「地方債現在高」「投資的経費充当一般財源」は普通会計の値



決算額の推移とは別に、上記表等の主な財政指標等の推移について検証します。

特筆すべき事項として、まず、交付税関係の指標では、18年度以降の「基準財政需要額」が、合併後の本市本来の値となっているため、合併前17年度の約152億円に対し、18年度が約140億円と、一気に12億円もの大幅な減となっています。

したがって、分子となる「基準財政収入額」に大きな変化がないなか、分母の「基準財政需要額」が大幅に減少しているため、過去3年間の平均値となる「財政力指数」も合併前の値より高くなっています。

つまり、収入の増により財政力指数が上昇したのではなく、合併により、算定上の行政需要が減ったため、財政力が上がりました。したがって、合併後の「基準財政需要額」の減少額を、歳出で削減する必要があると考えます。

普通交付税の交付額は、現在、合併優遇措置の期間内のため、その差は特に影響ありませんが、その優遇措置が徐々になくなる合併後11年目以降は、歳入財源の確保、歳出経費の削減の両面から対応しなくてはなりませんので、今から、その準備を進める必要があります。

次に、一般的な財政指標では、まず、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」については、合併後に大幅な悪化はみられず、従前とほぼ同じ水準にあり、全国の類似団体と比較しても、19年度決算時において、127団体内27位という状況にあります。

また、財政健全化法に基づく4指標についても、経営状況の危険度を示す「実質赤字比率」等については、該当する会計等はなく、借入金の状況を示す「実質公債費比率」も、年々、減少しており、19年度決算時点では12.6%と、全国の類似団体127団体内42位という状況にあります。

こうしたなか、「積立金現在高」は、合併前17年度の22億7,794万円から合併後20年度の59億4,028万2千円と、2.6倍という大幅な増となっており、特に、合併後18年度からの3年間で、合併に係る重要な事業に広く充てるため、地域振興基金として30億円を積み立てたほか、財政運営上の緊急措置に備える「財政調整基金」も年々増加し、合併前16年度の21億 143万5千円から、20年度では、25億9,629万6千円となっています。

この「積立金」の増については、旧市町の合併した要因の一つとして、脆弱な財政運営基盤を少しでも改善したいとの意図があったこともあり、合併後、当然、必要な事業は行っておりますが、事業熟度等を勘案しつつ、可能な限り、人件費等の削減額を積み立て、長期的な展望を含め、より財政運営を円滑にしようとするものです。

一方、「地方債現在高」も、年々、増えておりますが、前述したように、決して、合併後、大規模建設事業を数多く実施して増えたのではなく、後年度に普通交付税の算定に加算される「地域振興基金」の造成原資として借り入れたものや、普通交付税の振替財源となる「臨時財政対策債」の借り入れによる残金が多いことが要因です。

なお、普通会計上の地方債現在高については、全国の類似団体と比較しても、19年度決算時の「人口1人当たり地方債現在高」が127団体内30位という状況にあります。ただし、消防、ゴミ処理等の業務を一部事務組合で行っていること等を勘案すると、「実質公債費比率」の順位が本市本来の状態を表していると思います。

## (まとめ)

以上、各年度の決算額及び主な財政指標等の状況から、合併後における本市の財政状況を検証してみましたが、合併後間もないことから、本市本来の行財政運営規模に見合う財政基盤の確立に向けて、今後も努力・実践すべき点はあると思われませんが、現段階において、合併前と比較し、おおむね財政状況は好転し、順調かつ着実なスタートをきれていると考えます。

### 3 合併協定項目

#### 合併協定項目について

合併協定項目とは、香取地域合併協議会が、合併の諸条件について検討を重ねて調整したものであり、合併前における新市の基本方針となるもので、平成17年3月22日、合併調印式をもって決定しました。

項目数は、新市建設計画を含めまして大きい項目で25、その中の各種事務事業の取扱いにつきましては27項目に分かれております。(協定項目については、次ページのとおり)

この協定項目の調整方針に基づき、本市では約1,400に及ぶ事務事業の調整作業を行い、合併により住民サービスの低下を招かないよう配慮した中で、一元化に向けて取り組んできました。

しかしながら、市民の激変緩和等に配慮すべき事項については、合併時に一元化されなかったものもあり、これらは合併後に調整を図っています。

主なものとしましては、法人市民税、国民健康保険税、水道料金、下水道料金、ごみ料金など市民の負担の伴うもの、小中学校の学期制や基本健康調査、行政協力員の報酬など市民サービスに関わるものなどがありましたが、現在は、全ての事務事業の一元化の方向性等について、概ね調整が終了しています。なお、都市計画税については、平成23年度から統一が予定されています。

今後は、香取市として将来に渡っての事業計画等を熟考し、市民のニーズや行政需要を的確に反映できるよう、事務事業等の更なる充実に努めてまいります。

## 合併協定項目

### 基本的な事項

1. 合併の方式
2. 合併の期日
3. 新市の名称
4. 新市の事務所の位置

### 合併特例法に定める事項

5. 議会の議員の定数及び任期の取扱い
6. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
7. 地域審議会等の取扱い
8. 地方税の取扱い
9. 一般職の職員の身分の取扱い

### その他の重要な事項

10. 一部事務組合等の取扱い
11. 使用料、手数料等の取扱い
12. 公共的団体等の取扱い
13. 補助金、交付金等の取扱い
14. 特別職の身分の取扱い
15. 条例、規則等の取扱い
16. 事務組織及び機構の取扱い

### 17. 町名・字名の取扱い

18. 慣行の取扱い
19. 消防団の取扱い
20. 電算システム事業の取扱い
21. 財産の取扱い
22. 国民健康保険事業の取扱い
23. 介護保険事業の取扱い
24. 各種事務事業の取扱い

### 24. 各種事務事業の取扱い

- (1) 姉妹都市・国際交流事業の取扱い
- (2) 消防・防災関係事業の取扱い
- (3) 行政区の取扱い
- (4) 広報広聴関係事業の取扱い
- (5) 総務関係事業の取扱い
- (6) 障害者福祉事業の取扱い
- (7) 高齢者福祉事業の取扱い
- (8) 児童福祉事業の取扱い
- (9) 保育事業の取扱い
- (10) 保健衛生事業の取扱い
- (11) その他の福祉事業の取扱い

### (12) 人権擁護関係事業の取扱い

- (13) 公の施設の取扱い
- (14) 財務関係事業の取扱い
- (15) 企画関係事業の取扱い
- (16) 納税関係の取扱い
- (17) 一般廃棄物処理の取扱い
- (18) 環境対策事業の取扱い
- (19) 農林水産事業の取扱い
- (20) 商工・観光事業の取扱い
- (21) 都市計画の取扱い
- (22) 建設関係事業の取扱い
- (23) 上・下水道事業の取扱い
- (24) 市町立学校等の通学区域の取扱い
- (25) 学校教育事業の取扱い
- (26) 社会教育事業の取扱い
- (27) 文化振興事業の取扱い

### 新市建設計画

25. 新市建設計画

■合併協定項目の調整状況

No.	合併協定項目	決 定 事 項	状 況 等
1	合併の方式	佐原市、山田町、栗源町、小見川町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。	H17.3.22 合併調印 H17.5.13 官報で告示（総務省告示第562号）
2	合併の期日	合併の期日は、平成18年3月27日とする。	H18.3.27 合併して香取市誕生
3	新市の名称	新市の名称は、香取市とする。	H18.3.27 合併して香取市誕生
4	新市の事務所の位置	1 新市の事務所の位置は千葉県佐原市佐原口2127番地(現佐原市役所)とする。 2 庁舎の方式は、住民サービスの低下を招かないように、当面は総合支所方式とし、現在の1市3町の市役所・役場をすべて総合支所として活用する。 3 本庁及び各総合支所の機構並びに機能等については、合併申請時まで調整する。	1 香取市役所の位置に関する条例(平成18年3月27日条例第1号)で、香取市役所の位置を香取市佐原口2127番地に定めた。 2 香取市総合支所設置条例(平成18年3月27日条例第2号)で、総合支所として、佐原区事務所、小見川区事務所、山田区事務所、栗源区事務所を置いた。 ※佐原区事務所はH19.10.1に廃止 3 合併時の組織は、次のとおり。その後、必要に応じて機構改革を行っている。 ※合併時………7部58課129班、 (議会等)4事務局6班 H22年4月…8部37課3室98班 (議会等)3事務局5班
5	議会の議員の定数及び任期の取扱い	1 新市の議会議員の定数は30人とする。 2 上記1にかかわらず、1市3町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後9か月間(平成18年12月26日まで)引き続き新市の議会議員として在任する。	1 地方自治法第91条第7項の規定により、平成17年3月25日1市3町それぞれ、「佐原市、香取郡山田町、同郡栗源町及び同郡小見川町の廃置分合に伴う議会の議員の定数」として、香取市の議会の議員の定数は、30人とする旨の告示をした。 ※佐原市告示第162号 山田町告示第32号 栗源町告示第17号 小見川町告示第33号 2 1市3町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後9か月間(平成18年12月26日まで)引き続き香取市の議会議員として在任した。 平成18年12月26日の任期満了に伴う市議会議員選挙は、平成18年12月17日に実施し、市議会議員30人が選出された。
6	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	1 新市に1つの農業委員会を置き、1市3町の農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後6か月間(平成18年9月26日まで)引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。 2 在任特例期間終了後の農業委員会の選挙による委員の定数については、40人とする。 3 在任特例期間終了後の農業委員会の選挙による委員の選挙は、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設ける。ただし、選挙区の区域及び各選挙区において選挙すべき委員の定数については、新市において調整する。	1 平成18年9月26日任期満了に伴う農業委員会委員選挙を平成18年9月24日に実施し、公選委員40人と選任委員8人が選出された。 2 香取市農業委員会の選挙による委員の定数条例(平成18年3月27日条例第142号)で香取市農業委員会の選挙による委員の定数を40人とした。 3 香取市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び選挙区における委員の定数に関する条例(平成18年7月13日条例第195号)で選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数を次のとおりとした。 (佐原区) 第1選挙区 4人 第2選挙区 3人 第3選挙区 2人 第4選挙区 4人 第5選挙区 3人 第6選挙区 4人 (小見川区) 第7選挙区 4人 第8選挙区 5人 (山田区) 第9選挙区 7人 (栗源区) 第10選挙区 4人

7	地域審議会等の取扱い	<p>1 新市において地域住民の意見を反映させ、住民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めるため、合併前の佐原市、山田町、栗源町、小見川町の区域ごとに、地方自治法第202条の4の規定により、地域自治区を設置する。</p> <p>2 地域自治区の設置に関し必要な事項を別紙のとおり定める。</p>	<p>1 香取市地域自治区の設置に関する条例（平成18年3月27日条例第3号）で、佐原区、小見川区、山田区、栗源区を設置した。</p> <p>2 香取市地域自治区の設置に関する条例（平成18年3月27日条例第3号）で、合併協議の趣旨に沿い、必要な事項を定めた。</p> <p>地域自治区に対する予算要求枠による予算配分については、平成19年度予算から廃止した。</p> <p>地域自治区の特別職については、地方自治法上設置義務はないが、合併協定により、合併時「香取市地域自治区に係る特別職設置条例」（平成18年3月27日条例第4号）を制定、施行し、特別職を置くことができるとしたが、経費節減等の観点から設置しないこととし、平成18年9月29日に当該条例を廃止した。</p>																														
8	地方税の取扱い	<p>1 個人市町村民税、固定資産税、軽自動車税及びたばこ税の税率については、1市3町に相違がないため、現行のとおりとする。</p> <p>2 法人市町村民税（均等割・法人税割）については、現行のとおりとし、新市において速やかに調整する。</p> <p>3 鉱産税については、佐原市、栗源町の例により合併時まで調整する。</p> <p>4 都市計画税については、課税区域、税率とも現行のとおりとし、新市の都市計画と併せ調整する。</p> <p>5 入湯税については、栗源町の例により合併時まで調整する。</p> <p>6 個人市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税の納期については、合併時に統一する。</p>	<p>1 合併時から統一税率で課税している。</p> <p><b>【個人市民税】</b> ○税率 ・均等割 3,000円 ・所得割 6%</p> <p><b>【固定資産税】</b> ○税率 1.4% ○免税点 ・土地 30万円未満 ・家屋 20万円未満 ・償却資産 150万円未満</p> <p><b>【軽自動車税】</b> ○税率 標準税率</p> <p><b>【たばこ税】</b> ○税率 旧3級品 1,564円/千本 旧3級品以外 3,298円/千本 ○前月の販売分について、翌月末日までに申告納付</p> <p>2 平成20年4月1日以後に終了する事業年度分の確定申告から標準税率に統一した。</p> <p>○税率 ・法人税割 12.3% ・均等割</p> <table border="0"> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>50人以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人超</td> <td>300万円</td> </tr> </table> <p>上記以外の公益法人 5万円</p> <p>3 佐原市・栗源町の各条例条文が同じであったため、合併時から統一している。</p> <p>○課税標準 鉱物の価格 ○税率 1.0%（鉱物の価格が200万円以下の場合0.7%）</p> <p>4 香取市都市計画税条例を平成22年9月議会で上程できるように、新市の都市計画マスタープランと併せ調整している。</p> <p>5 目的税である入湯税を課税していたのは栗源町だけであったため、合併時からこれを採用している。</p> <p>○税率 入湯客1人1日につき150円 ○納税義務者 鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。 ○課税免除 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入浴する者 日帰りで入浴する者</p> <p>6 納期については、各税目の納期ができるだけ重複しないよう考慮し合併時に統一した。 なお、国民健康保険税は当初決定の暫定賦課をやめ本算定賦課による納期に改正した。</p> <p><b>【個人市民税】</b> 6月、8月、10月、1月 <b>【固定資産税】</b> 4月、7月、9月、11月 <b>【軽自動車税】</b> 5月</p>	1千万円以下	50人以下	5万円		50人超	12万円	1千万円超1億円以下	50人以下	13万円		50人超	15万円	1億円超10億円以下	50人以下	16万円		50人超	40万円	10億円超50億円以下	50人以下	41万円		50人超	175万円	50億円超	50人以下	41万円		50人超	300万円
1千万円以下	50人以下	5万円																															
	50人超	12万円																															
1千万円超1億円以下	50人以下	13万円																															
	50人超	15万円																															
1億円超10億円以下	50人以下	16万円																															
	50人超	40万円																															
10億円超50億円以下	50人以下	41万円																															
	50人超	175万円																															
50億円超	50人以下	41万円																															
	50人超	300万円																															

			<p>【都市計画税】 4月、7月、9月、11月</p> <p>【国民健康保険税】 7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月</p>
9	一般職の職員の身分の取扱い	<p>1 佐原市、山田町、栗源町、小見川町及び小見川広域水道企業団の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。</p> <p>2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。</p> <p>3 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し合併時に統一を図る。</p> <p>4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、合併時、現給料を保証する。</p>	<p>1 合併時に全て新市の職員として引き継いだ。</p> <p>○合併時の職員数921人</p> <p>2 平成19年3月に、香取市職員定員適正化計画を策定し、平成25年4月1日の目標職員数を800人と定め職員数の適正化に取組んでいる。</p> <p>3 合併時に香取市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成18年3月27日規則第34号）及び香取市職員の職名に関する規程（平成18年3月27日訓令第19号）を定め、級別職務区分及び職名を統一した。</p> <p>各職員の経験年数及び在級年数により、職務級、職名を決定した。</p> <p>4 合併時に香取市職員の給与に関する条例（平成18年3月27日条例第43号）等を定め、統一した。</p> <p>旧町での昇格時の号給決定が、新市の規則に基づく昇格時の号給を下回る者について、調整を行った（1号給調整）。</p> <p>特別昇給制度の運用の相違に伴う格差の調整を行っている（採用後7年、15年経過時に勤務成績を評価し昇給号数を加算）。</p>
10	一部事務組合等の取扱い	<p>1 千葉県市町村総合事務組合、千葉県自治センター、香取広域市町村圏事務組合、小見川町外二ヶ町病院組合、北総西部衛生組合及び小見川町外二ヶ町清掃組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する方向で調整する。</p> <p>2 小見川広域水道企業団については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。</p> <p>3 小見川町外2町消防組合及び佐原市外五町消防組合については、関係機関等との協議を踏まえ、合併時までに調整する。</p> <p>4 香取郡市文化財センターについては、関係機関等との協議を踏まえ、合併時までに調整する。</p>	<p>1 合併時に、千葉県市町村総合事務組合、千葉県自治センター、香取広域市町村圏事務組合、香取市東庄町病院組合、北総西部衛生組合、香取市東庄町清掃組合に加入した。</p> <p>※千葉県自治センターは平成18年3月31日解散し、千葉県市町村総合事務組合に統合された。また、北総西部衛生組合は平成19年3月31日に、香取市東庄町清掃組合は平成21年3月31日にそれぞれ解散し、香取広域市町村圏事務組合に統合された。</p> <p>2 小見川広域水道企業団は合併時に解散し、香取市（小見川水道事務所）に引き継いだ。</p> <p>※現在は、水道工務課で一元管理している。</p> <p>3 合併時に、小見川町外2町消防組合及び佐原市外五町消防組合は解散し、香取広域市町村圏事務組合に統合された。</p> <p>4 香取郡市文化財センターは合併時に解散し、清算法人に移行し、平成18年11月に清算完了した。</p>
11	使用料、手数料等の取扱い	<p>1 公営企業、公営事業など独立採算を原則とするものは、サービスの水準と受益者負担のバランスを踏まえ検討し調整を図る。</p> <p>2 法令等に基づくものについては、その法令等を基本に調整を図り、合併時に統一する。</p> <p>3 施設使用料については、施設内容及び建築年度が異なること、また、その使用料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料は、合併時に統一する。</p> <p>4 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に考慮し、負担公平の原則から、合併時に統一する。</p>	<p>決定事項に基づき、調整した。</p>
12	公共的団体等の取扱い	<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <p>1. 1市3町に共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>2. 1市3町に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後、統合に向けた検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>3. 1市3町に共通していない独自の目的をもった団体については、原則として現行のとおりとする。</p>	<p>決定事項に基づき、調整に努めた。</p>

13	補助金、交付金等の取扱い	<p>補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情等に配慮し、その必要性、公平性などの観点から調整を進め、合併までに調整できるものは順次調整し、調整できないものは新市において検討する。当面、次の方向で調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 同一あるいは同種の補助金、交付金等は、関係団体の理解と協力を得て、早期に統一の方向で調整する。</li> <li>2. 各市町独自の補助金、交付金等は、従来からの実績を踏まえ、市域全体の均衡を保つよう調整する。</li> <li>3. 事業目的、効果等について総合的な検討を行い、整理統合できる補助金、交付金等については、統合、廃止の方向で調整する。</li> </ol>	決定事項に基づき、調整を図った。
14	特別職の身分の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特別職の設置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は、新市において新たに設置する。</li> <li>2 特別職の給料及び報酬については、現行の特別職の給料及び報酬額を参考に調整する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特別職については、法令等の定めるところに従い、合併時に設置した。 副市長（助役）の定数を1人とした 議員の定数は法令の上限30人とした</li> <li>2 香取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成18年3月27日条例第40号）等で定めた。 （主なもの） 市長80万円、副市長（助役）68万円、 教育長64万円 市議会議員35万円（議長39万円、副議長37万円）</li> </ol>
15	条例、規則等の取扱い	<p>条例・規則等の制定にあたっては、各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの</li> <li>2. 一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの</li> <li>3. 合併後、必要に応じ逐次制定し、施行させるもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成18年3月27日に香取市役所の位置に関する条例ほか182件の条例について、専決処分。18年4月5日開催の香取市議会臨時会において議会の承認。 また、規則207件、規程・要綱214件についても合併時即時施行。</li> <li>2 佐原市都市計画税条例ほか12条例等について、暫定的に施行。 必要なくなったものから随時廃止し、平成22年4月1日現在、次の2条例のみ存続。 ・佐原市都市計画税条例 ・小見川町都市計画税条例</li> <li>3 平成18年4月5日開催の香取市議会臨時会において、議員発議により、香取市議会規則ほか1条例2規則を制定。 以後、条例27件、規則29件制定。</li> </ol>
16	事務組織及び機構の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新市の組織及び機構は、総合支所方式に基づき1市3町の庁舎及び施設を有効活用し、市民サービスが低下しないよう十分に配慮する。</li> <li>2 組織及び機構の整備にあたっては、次の方針に基づき整備する。 （1）市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構 （2）市民の声を適正に反映することができる組織・機構 （3）簡素で効率的な組織・機構 （4）指揮命令系統が明確で責任の所在が明らかな組織・機構 （5）新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構 （6）地方分権に柔軟に対応できる組織・機構 （7）行政課題、地域課題等に迅速かつ的確に対応できる組織・機構</li> </ol>	<p>社会経済情勢、定員管理計画に沿って、組織・機構の見直しを実施している。</p> <p>○新市誕生時 市長部局等 7部58課129班 議会等 4事務局6班</p> <p>○H18年10月 市長部局等 8部53課125班 議会等 4事務局6班 ※建設経済部を建設部と経済部に分ける。佐原区事務所を廃止。 上下水道部を設置、下水道課を建設部から上下水道部へ。</p> <p>○H19年4月 市長部局等 8部51課122班 議会等 4事務局6班 ※行政改革推進班、地域包括支援センター、国体準備室設置</p> <p>○H20年4月 市長部局等 8部42課3室106班 議会等 3事務局5班 ※行政改革推進室、賑わいのまち推進室、国体準備室（昇格）、市民活動推進課を設置。 秘書課と広報広聴課を統合。</p> <p>○H21年4月 市長部局等 8部39課4室102班 議会等 3事務局5班</p> <p>○H22年4月 市長部局等 8部37課3室98班 議会等 3事務局5班</p>

17	町名・字名の取扱い	町・字の区域及び名称は、現行のとおりとする。	住所表示例 佐原市佐原口 2127 番地→香取市佐原口 2127 番地 香取郡山田町仁良 300 番地 1→香取市仁良 300 番地 1 香取郡栗原町岩部 700 番地→香取市岩部 700 番地 香取郡小見川町羽根川 38 番地→香取市羽根川 38 番地
18	慣行の取扱い	市章、市の木、市の花、市の歌、市民憲章、宣言、名誉市民及び表彰については、合併後、新市において調整し制定する。	市章等の状況は、次のとおり。 ・市章 平成 18 年 9 月 3 日制定 ・市の木…サクラ (平成 19 年 3 月 27 日指定) ・市の花…アヤメ (平成 19 年 3 月 27 日指定) ・市の歌…未制定 ・市の鳥…ヨシキリ (平成 19 年 3 月 27 日指定) ・市民憲章…平成 22 年度に制定予定。 ・宣言 非核平和都市宣言 (平成 19 年 12 月 21 日公告) 安全安心都市宣言 (平成 19 年 12 月 21 日公告) 健康長寿都市宣言 (平成 19 年 12 月 21 日公告) 交通安全都市宣言 (平成 19 年 12 月 21 日公告) 人権尊重都市宣言 (平成 19 年 12 月 21 日公告) 産業廃棄物最終処分場設置に反対する宣言 (平成 19 年 12 月 21 日公告) 名誉市民及び表彰については、次のとおり条例等を制定した。 ・香取市名誉市民条例(平成 19 年 6 月 27 日条例第 24 号) ・香取市名誉市民条例施行規則(平成 19 年 6 月 27 日規則第 25 号) ・香取市表彰規程 (平成 19 年 6 月 27 日訓令第 11 号)
19	消防団の取扱い	消防団の取扱いについては、地域に密着した消防団活動の特性の保持と、新市の区域における消防防災活動の一体性の確保を基本に、関係機関と協議のうえ、合併時までに調整する。	合併時の組織は、次のとおり。 ・香取市消防団 6 支団 19 分団 60 部 89 班 定員 1454 名 (団長 1 名、副団長 9 名、分団長 25 名、副分団長 20 名、部長 60 名、班長 167 名) 平成 20 年度から組織の再編を行い、班制から部制に統一し定員減を図った。 ・香取市消防団 6 支団 19 分団 128 部 定員 1446 名 (団長 1 名、副団長 4 名、副分団長 32 名、部長 128 名) 平成 20 年度に活動服の統一を実施した。
20	電算システム事業の取扱い	電算システムについては、合併時に統合又は新市において整備することとし、住民サービスの低下を招かないよう調整する。	合併時に住民系・内部系共に統合した。 【電算システム統合業者】 ○住民系 株式会社ディー・エス・ケイ (住記・税) 富士通株式会社 (福祉) ○内部系 富士通株式会社
21	財産の取扱い	1 市 3 町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。	平成 18 年 3 月 27 日に、1 市 3 町が所有する財産及び債務は、すべて香取市が承継した。
22	国民健康保険事業の取扱い	1 国民健康保険税については、合併年度の残存期間 (平成 17 年度) は各市町の税率等を適用し、翌年度 (平成 18 年度) 以降は、新市の療養給付費等を推計し、必要額を算出したうえで統一する。ただし、急激な負担増加とならないよう調整に努める。 2 保険給付事業については、現行のとおりとする。 3 出産一時金、葬祭費については、現行のとおりとする。 4 高額療養費貸付事業及び出産育児一時金貸付事業については、佐原市の例により合併時に統一する。 5 国民健康保険運営協議会については、合併時までに調整し、新市において新たに設置する。 6 国民健康保険事業の短期人間ドック助成事業については、実施の方向で検討し、対象者、助成額等は合併時までに調整する。 7 国民健康保険優良管理者表彰及び地域高齢者健康増進事業については、合併時に廃止の方向で調整する。	1 急激な税の負担増にならないよう平成 18 年度は旧市町の税率を採用し、平成 19 年度で基礎課税分の被保険者均等割及び世帯平等割の統一と介護納付金課税分を統一した。平成 20 年度で基礎課税分の資産割を統一し、平成 21 年度で基礎課税分の所得割を統一し税の統一が図られた。 2 合併後においても、療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費支給、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問介護療養費の支給、特別療養費の支給、移送費の支給、高額療養費の支給、高額介護合算療養費の支給について、国民健康保険法の定めにより実施している。 3 国民健康保険条例の定めにより次のとおり支給する。 被保険者が出産したときに、出産した被保険者の属する世帯主に出産育児一時金 39 万円を支給する。ただし産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合は、3 万円を加算する。 被保険者が死亡したとき、その者の葬儀を行った者に対し、葬祭費として 5 万円を支給する。 4 合併時に佐原市の例により次のとおり統一した。 高額療養費貸付金は、高額療養費として支給が見込まれる額の 10 分の 9 に相当する額を限度として貸付を行う。 出産費貸付金は、妊娠 4 箇月以上で、出産に要する費用について医療機関への一時的な支払が必要となったとき又は、出産予定日まで 1 箇月以内の者に対して、出産育児一時金として支給が見込まれる額の 10 分

			<p>の9に相当する額を限度として貸付を行う。</p> <p>5 香取市において国保被保険者代表4人、保険医又は保険薬剤師4人、公益代表4人計12人の委員を委嘱し国民健康保険運営協議会を設置した。</p> <p>6 年齢が40歳以上で1年以上被保険者であり国民健康保険税（納期到来分）を完納している者に対して、人間ドック、脳ドック又は人間ドック及び脳ドックの併用を受検した者に対して、費用額の10分の7の額（2万円を限度）を助成。</p> <p>7 合併時に廃止した。</p>
23	介護保険事業の取扱い	<p>1 老人保健福祉計画・介護保険事業計画については、第2期事業運営期間の終期（平成17年度）までの間は、1市3町の計画の集合をもって新市の事業計画として取り扱う。</p> <p>2 第1号被保険者の介護保険料については、合併年度の残存期間（平成17年度）は現行のとおりとし、翌年度（平成18年度）の保険料から統一する。</p> <p>3 介護保険料の納期、口座振替については、一元化し、合併時までに調整する。</p> <p>4 介護保険料の減免については、合併時までに佐原市の例により調整する。</p> <p>5 認定審査会については、合併時までに調整し、新市において新たに設置する。</p> <p>6 特別給付については、実施の方向で検討し、給付内容等は合併時までに調整する。</p> <p>7 介護保険準備基金については、1市3町のそれぞれの保有額を新市に引き継ぐ。</p>	<p>1 香取市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画（H21～H23）を平成20年度に作成し、計画に基づいた事業を推進している。</p> <p>※平成17年度までは、旧市町の計画の集合をもって新市の事業計画とした。</p> <p>※平成17年度に作業を行い、新市事業計画（平成18年度～20年度）を策定した。</p> <p>2 香取市介護保険条例（平成18年3月27日条例第128号）で保険料率を定めた。</p> <p>※平成21年4月に料金改定し、7段階8階層になった。</p> <p>3 香取市介護保険条例（平成18年3月27日条例第128号）で普通徴収に係る納期を定めた。</p> <p>※平成21年度年から暫定賦課方式を廃止し、納期を変更して8期となった。</p> <p>納期：7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月</p> <p>4 香取市介護保険条例（平成18年3月27日条例第128号）で保険料の減免を定めた。</p> <p><b>【減免理由】</b></p> <p>(1) 災害により著しい損害を受けたもの</p> <p>(2) 生計中心者の死亡等により、収入が著しく減少</p> <p>(3) 生計中心者の収入が失業等により著しく減少</p> <p>(4) 生計中心者の収入が干ばつ等による不作等により著しく減少</p> <p>(5) 刑事施設、労役場等に拘禁されたことにより、保険給付の制限を受ける</p> <p>(6) 世帯の生計維持が著しく困難</p> <p>(7) その他の特別の事由</p> <p>5 香取市認定審査会設置要綱（平成18年6月5日告示第203号）を整備した。</p> <p>・審査員 50人 10合議体</p> <p>・審査 毎週2回（火、金） 97回/年（H21）</p> <p>6 市特別給付は、在宅者についておむつ給付を実施している。</p> <p>7 それぞれの保有額を引き継ぎ香取市の介護保険準備基金とした。</p> <p>※合併時旧市町村介護給付費準備基金残高</p> <p>佐原市 227,663,895円</p> <p>小見川町 195,239,362円</p> <p>山田町 17,007,505円</p> <p>栗源町 640,000円</p>
24 (1)	各種事務事業の取扱い 姉妹都市・国際交流事業の取扱い	<p>1 姉妹都市・友好提携及びその他の交流連携については、現行のとおりとし、新市において調整する。ただし、岩手県山田町との姉妹都市については、合併時までに調整する。</p> <p>2 海外都市との友好交流、友好親善受入れについては、現行のとおりとし、新市において調整する。</p> <p>3 国際交流事業については、現行のとおりとし、新市において調整する。</p>	<p>1 姉妹都市交流を行っていた兵庫県川西市および福島県高郷村（現喜多方市）については継続し事業を行っている。</p> <p>また、岩手県山田町については合併に伴い発展的終結となったが、民間レベルでの交流は続いている。</p> <p>2 栗源中学校とオーストラリアセントポールズ校で行われていた姉妹校交流事業については、香取市内全中学校とセントポールズ校との交流として継続している。</p> <p>3 佐原市国際交流協会は、香取市全域で市民レベルの国際交流活動を推進するため、平成18年4月1日規約改正し、香取市国際交流協会に名称を改めた。</p>

(2)	消防・防災関係事業の取扱い	<p>1 防災会議については、合併時に新たに設置する。</p> <p>2 地域防災計画については、新市において速やかに策定する。なお、災害時の応急対策等については、合併時まで調整する。</p> <p>3 災害時の相互応援協定については、これまでの経緯を踏まえて、新市において締結する。</p> <p>4 防災行政無線については、現行のとおり新市に引き継ぎ、既存の施設を活用しながら合併後、統一に向け検討する。</p>	<p>1 合併時に香取市防災会議条例（平成 18 年 3 月 27 日 条例第 19 号）を制定して、設置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長 市長</li> <li>・委員 <ul style="list-style-type: none"> <li>指定地方行政機関職員 2 人</li> <li>県職員 4 人</li> <li>県警察官 1 人</li> <li>市職員 8 人</li> <li>教育長</li> <li>香取広域市町村圏事務組合消防本部消防長</li> <li>香取市消防団長</li> <li>指定公共機関職員又は指定地方公共機関職員 11 人</li> <li>その他市長が必要と認める者 5 人</li> </ul> </li> </ul> <p>2 香取市地域防災計画は、平成 20 年度に策定した。 ※災害時の応急対策については、地域防災計画策定までの間、暫定運用</p> <p>3 協定については、旧市町締結分を引き継ぎ新たに締結した。（平成 19 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の医療救護活動についての協定</li> <li>・千葉県水道災害相互応援協定</li> <li>・社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定</li> <li>・災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定</li> <li>・災害時の応急対策業務（米飯等提供の店）についての協定</li> <li>・災害時における香取市内郵便局、郵便事業株式会社佐原支店及び香取市間の協力に関する覚書</li> <li>・災害時に接骨師の協力に関する協定</li> <li>・災害時の歯科医療救護活動についての協定</li> <li>・大規模停電時における香取市防災行政無線の活用に関する協定</li> <li>・災害時における物資の自動車輸送に関する協定</li> <li>・緊急輸送等の支援協力に関する協定</li> <li>・災害時における応急生活物資等の供給に関する協定</li> </ul> <p>4 システム統合事業を次のとおり実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 18 年度基本設計、実施設計</li> <li>・平成 19 年度親卓更新、中継局設置、栗源区子局更新、移動系更新</li> <li>・平成 20 年度～21 年度小見川区子局更新</li> <li>・平成 22 年度山田区子局更新</li> <li>・平成 21 年度～26 年度戸別受信機更新</li> </ul>
(3)	行政区の取扱い	<p>1 新市行政の円滑な運営と住民福祉の向上を図るため、新市に行政協力員を設置する。</p> <p>(1) 事務内容等（配布物の範囲・依頼の頻度等）については、合併時まで調整する。</p> <p>(2) 報酬及び運営経費等については、事務内容等との整合を図った適正基準を検討し、合併時まで調整する。</p> <p>2 自治会連合組織については、新市に地域自治会の代表者により構成する自治会連合会を設置するよう調整する。</p>	<p>1 合併時に行政協力員設置と共に、職務内容を統一した。</p> <p>行政区数 325 区 （佐原…221 区、小見川…60 区、山田…26 区、栗源…18 区）</p> <p>(1) 広報は配布物に含めない。配布頻度は、月に 1 度 (2) 報酬及び運営経費の補助は、H18.11.17 理事会承認を経て、H20 年度より統一した。</p> <p>2 平成 18 年 8 月 23 日に香取市行政協力員協議会を組織した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総会、理事会の開催</li> <li>・視察研修会の実施</li> <li>・市行政の円滑な執行に寄与</li> </ul>
(4)	広報広聴関係事業の取扱い	<p>1 広報紙の発行については、新市において、毎月 2 回発行するものとし、編集方法及び仕様等については、合併時まで調整する。</p> <p>2 新市のホームページについては、合併時まで事業内容を調整し、合併日に開設する。</p> <p>3 市勢要覧については、合併後、新市において仕様、内容等を調整し、発行する。</p> <p>4 市長への手紙については、合併後、新市において充実が図れるよう速やかに調整する。</p>	<p>1 合併時まで調整を終え、決定事項に沿った事務事業を行っている。</p> <p>広報かとり (発行日) 毎月 1 日と 15 日 (発行部数) 33,000 部 (規格) タブロイド版 8 ページを基本とした 2 色刷り ※新年号のみカラー刷り</p> <p>2 合併時まで事業内容を調整し、合併日に開設。ホームページのアクセス件数は年々増加しており、産業・観光面をはじめとした経済効果につながる効果的な情報の伝達手段として、重要な役割を果たしている。</p> <p>3 機構改革等により、既存のデータに大幅な変更が生じたため、変更後の正しい行政情報を速やかに提供するために、平成 21 年度に市勢要覧に代わる行政情報誌</p>

			<p>として『くらしのガイドブック』を発行し、全世帯に配布した。</p> <p>市政要覧については、平成23年度の実施を予定。</p> <p>4 次のとおり実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区事務所に用紙と投函箱設置（H18年度）</li> <li>・市内郵便局（19箇所）、市公共施設（8箇所）に用紙と受取人払い用封筒を設置（H20年度）</li> <li>・投函者に直接回答を送付するとともに、市ホームページに寄せられた主なご意見と回答を掲載</li> </ul>
(5)	総務関係事業の取扱い	<p>1 投票区については、地域性を考慮し当面現行のとおりとし、新市において調整する。</p> <p>2 開票区及び期日前投票所については、合併時まで調整する。</p> <p>3 情報公開制度及び個人情報保護制度については、合併時に統一する。</p>	<p>1 投票区については、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国政選挙、県知事、県会議員、市長、市議については、現行（旧市町）のとおりに。</li> <li>投票区 43箇所</li> <li>期日前投票所 4箇所</li> <li>○農業委員については、小見川区について4箇所を2箇所に変更。</li> <li>投票区 10箇所</li> <li>○土地改良区については、現行のとおりに。</li> <li>投票区 30箇所</li> </ul> <p>2 開票区及び期日前投票所については、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国政選挙、県知事、県会議員、市長、市議については、開票区を1箇所に変更。</li> <li>開票区 1箇所</li> <li>期日前投票所 4箇所</li> <li>○農業委員については、小見川区について4箇所を2箇所に変更。</li> <li>開票区 10箇所</li> <li>○土地改良区については、現行のとおりに。</li> <li>開票区 30箇所</li> </ul> <p>3 合併時に、香取市情報公開条例（平成18年3月27日条例第15号）、香取市個人情報保護条例（平成18年3月27日条例第16号）等を制定した。</p> <p>また、新市発足後に、香取市議会の所管に係る香取市情報公開条例施行規程（平成18年4月5日議会告示第2号）、香取市農業委員会の所管に係る香取市情報公開条例施行規程（平成18年4月11日農業委員会告示第1号）、香取市監査委員の所管に係る香取市情報公開条例施行規程（平成18年7月12日監査委員会告示第1号）を制定した。</p>
(6)	障害者福祉事業の取扱い	<p>1 障害者福祉団体活動補助金交付事業については、各福祉団体の組織の再編や統合に向けた調整に努め、助成内容等の検討をする。</p> <p>2 次の事業については、実施の方向で検討し、給付内容、事業内容等を合併時まで調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 心身障害児童福祉手当支給事業</li> <li>(2) 障害者紙おむつ給付事業</li> <li>(3) 知的障害者通所施設送迎補助事業</li> <li>(4) 精神障害者医療費助成事業</li> <li>(5) 特定疾患見舞金支給事業</li> </ol> <p>3 次の事業については、他の制度との均衡、従来の実績等により、合併時に廃止する方向で検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 身体障害者手帳交付診断書料助成事業</li> <li>(2) 心身障害者老人医療費助成事業</li> <li>(3) 身体障害者補装具助成事業</li> <li>(4) 身体障害者社会参加支援事業</li> </ol> <p>4 在宅強度行動障害者特別処遇事業については、合併時に再編する。</p> <p>5 手話通訳相談員設置事業については、合併時に再編し、新市において設置内容等を検討する。</p> <p>6 福祉作業所については、現行のとおりに新市に引き継ぎ、運営形態等を検討する。</p> <p>7 心身障害者小規模福祉作業所運営費補助事業については、実施の方向で検討し、事業内容等については合併後調整する。</p>	<p>1 旧1市3町に組織されていた身体障害者福祉会については、平成20年9月香取市身体障害者福祉会として統一が図られた。補助金については、会の活動状況に見合った額を運営費補助金として交付している。</p> <p>また、旧1市3町に組織されていた手をつなぐ親の会については、平成18年度合併と同時に香取市手をつなぐ親の会として統一が図られた。補助金については、会の活動状況に見合った額を運営費補助金として交付している。</p> <p>2 次のとおり実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 心身障害児童福祉手当支給事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の身体障害者手帳3級以上または療育手帳B-1以上の障害をもつ児童（20歳未満）の保護者に支給</li> <li>・月額4,000円</li> </ul> </li> <li>(2) 障害者紙おむつ給付事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の重度の障害者で紙おむつを使用している人に給付</li> <li>・月あたり紙おむつ30枚、尿とりパッド90枚を限度。費用の1割を自己負担</li> </ul> </li> <li>(3) 知的障害者通所施設送迎補助事業（現在「通所サービス利用促進事業」として国の補助を受け時限実施。対象者が障害者全般となった。） <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者通所施設利用者の送迎を行う事業者に対する補助</li> <li>・上限は、1事業者に対し年額3,000千円</li> </ul> </li> <li>(4) 精神障害者医療費助成事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害のため長期療養をしている人の、低所得世帯の保護者に対し、医療費の一部を助成</li> <li>・月額5,000円を限度</li> </ul> </li> <li>(5) 特定疾患見舞金支給事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児慢性特定疾患医療受給券の交付を受けている児</li> </ul> </li> </ol>

			<p>童を対象に、入院の有無にかかわらず月額 2,500 円の見舞金を支給</p> <p>3 次の4事業については、合併時に廃止した。</p> <p>(1) 身体障害者手帳交付診断書料助成事業 (2) 心身障害老人医療費助成事業 (3) 身体障害者補装具助成事業 (4) 身体障害者社会参加支援事業</p> <p>4 旧小見川町において実施していた事業。香取市においても引き続き実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害者入所更正施設への支援</li> <li>・上限は1人に対し1,755,650円(4,810円×365日)</li> </ul> <p>5 合併後、障害者自立支援法に基づく、地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業として手話通訳者設置事業を実施している。</p> <p>本庁の総合案内所に専任の手話通訳者1名を週5日、午前9時から午後5時まで配置している。</p> <p>6 市営の福祉作業所3箇所(あけぼの園・第二あけぼの園・おみがわ)については、引き続き市営の福祉作業所として運営をしていたが、平成21年4月に障害者自立支援法に基づく、地域活動支援センターに名称変更し運営している。</p> <p>7 心身障害者小規模福祉作業所運営費補助事業については、合併後、市内の対象事業所に対して実施していたが、対象となっていた施設が平成21年度から地域活動支援センターに移行したことから、現在は補助対象事業所がない状況である。</p>
(7)	高齢者福祉事業の取扱い	<p>1 福祉リフトカー貸出事業については、合併時に事業廃止の方向で調整する。ただし、事業の趣旨を補助事業である外出支援サービス事業で継承するよう事業内容等を合併時までに調整する。</p> <p>2 在宅介護支援センター運営事業については、基幹型・地域型支援センターの適正配置等を合併時までに調整し、新市において設置する。</p> <p>3 次の事業については、実施の方向で検討し、利用料及び事業内容等を合併時までに調整する。</p> <p>(1) 高齢者軽度生活援助員・指導員派遣事業 (2) 配食サービス (3) 緊急通報システム事業 (4) 高齢者及び障害者入院時おむつ代助成事業 (5) 外出支援サービス事業 (6) 高齢者及び障害者紙おむつ給付事業 (7) 高齢者通院タクシー事業</p> <p>4 老人クラブ補助については、単位クラブ及び連合会への補助金額を合併時までに調整する。</p> <p>5 生きがい活動支援通所事業については、事業の見直しを含めた事業内容等を合併時までに調整する。</p> <p>6 ホームヘルパー等養成研修受講者助成事業については、合併時に事業廃止の方向で調整する。</p>	<p>1 福祉リフトカー貸出し事業は合併時に廃止。事業の趣旨を外出支援サービス事業として継承し、社会福祉協議会へ委託して実施している。</p> <p>2 平成18年4月1日より、佐原包括支援センター及び小見川包括支援センターを、香取市役所内及び小見川区事務所内に設置した。</p> <p>3 次のとおり事業を実施している。</p> <p>(1) 生活管理指導員派遣事業に移行。事業は社会福祉協議会へ委託して実施。</p> <p>日常生活に支障のある65歳以上の高齢者に対してヘルパーを派遣し、日常生活の支援を行う。</p> <p>(2) 配食サービス事業を社会福祉協議会とたんぼの会へ委託して実施。</p> <p>ひとり暮らしの高齢者の方に対し、バランスのとれた食事を届け、併せて安否確認をする。</p> <p>地域の実情に応じて自己負担あり。</p> <p>(3) 緊急通報体制整備事業として安全センターと富士通へ委託して実施。</p> <p>ひとり暮らし及び高齢者世帯等に対し、緊急事態に備えて24時間体制で対応できる通報装置を設置。</p> <p>所得により自己負担あり。</p> <p>(4) ねたきり老人等入院時おむつ代助成事業として実施。医療機関に入院している高齢者及び障害者に対し、おむつ代の一部を助成。</p> <p>所得制限あり。</p> <p>(5) 外出支援サービス事業として社会福祉協議会へ委託して実施。</p> <p>ストレッチャー、車椅子でなければ移動できない高齢者及び障害者に対して、医療機関等への送迎を行う。</p> <p>利用制限、自己負担あり。</p> <p>(6) 高齢者及び障害者紙おむつ給付事業は次のとおり実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者家族介護用品支給</li> <p>在宅の重度高齢者を介護している家族に対し、介護用品を支給している。利用制限あり。</p> <li>・障害者紙おむつ等給付</li> <p>在宅の重度の障害者で紙おむつを使用している人に給付している。利用制限、自己負担あり</p> </ul> <p>(7) 高齢者通院タクシー事業として実施。</p> <p>高齢者世帯の76歳以上の高齢者が、医療機関へ通院のためタクシーを利用した場合、料金の一部を助成。</p> <p>4 老人クラブは、「高齢者クラブ」に改名、平成18年度より単位高齢者クラブ補助金を一単位高齢者クラブあたり月額3,600円に統一した。</p>

			<p>5 生きがい活動支援通所事業を香取市社会福祉協議会へ委託して実施。 一人暮らし等で家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、生活指導、健康チェック、レクリエーション等を実施している。</p> <p>6 合併前に実施していた市町において、受講実績がなかったため、合併時に廃止した。</p>
(8)	児童福祉事業の取扱い	<p>1 子育て支援費支給事業及び少子化対策支援事業については、子育て環境の充実と次世代の担い手の育成を図るよう実施の方向で検討し、事業内容等を合併時までに調整する。</p> <p>2 母子家庭児童入学祝金支給事業、チャイルドシートの貸与・補助及び結婚出産祝品支給事業については、他の制度との均衡、従来の実績等により合併時に廃止する方向で検討する。</p> <p>3 乳幼児医療費の助成事業については、合併時に統一する。</p>	<p>1 香取市に引継ぎ、市独自の事業として子育て支援費支給事業・少子化対策支援事業（不妊治療費助成）・特定疾患見舞金を実施している。</p> <p>2 合併時に廃止した。</p> <p>3 合併時に統一し、実施している。 ※H21.4～ 小学校就学前の子の入院・通院に要した医療費を助成</p>
(9)	保育事業の取扱い	<p>1 一時保育事業については、現在実施している保育所は、合併時までに利用料等を調整し実施する。未実施の保育所は、新市において調整する。</p> <p>2 保育料については、国の徴収基準を参考に、保護者の負担に配慮しながら、合併時に統一する。 ただし、合併年度は現行のとおりとす。</p> <p>3 学童保育所事業については、合併時に再編する。</p> <p>4 保育園児のバス送迎補助については、現行のとおりとす、新市において地域の実情を考慮し検討する。</p>	<p>1 合併時に統一し実施している。 ※H22年4月現在の実施保育所（園）11箇所</p> <p>2 合併時に統一し、実施している。</p> <p>3 合併時に放課後児童クラブを開設し、市立小学校に在籍する1年生から3年生で、放課後家庭において適当な保護を受けられない児童の生活指導を行い、児童の健全な育成と事故防止を図っている。</p> <p>4 合併前に実施していた栗原保育所のバス送迎に係る運転手等の賃金補助について、地域の実情を考慮し実施している。</p>
(10)	保健衛生事業の取扱い	<p>1 予防接種事業については、合併時に再編する。ただし、接種方法（個別・集団）については、現行のとおりとす、新市において調整する。</p> <p>2 検診事業については、統一に向け調整する。</p> <p>3 地域医療体制については、関係機関と協議のうえ、合併時に再編する。</p>	<p>1 平成20年度から接種方法の統一を図った。 【集団接種】 （佐原保健センター、小見川保健センターで実施） ・BCG（結核） ・ポリオ（小児マヒ） （各小学校で実施） ・二種混合（ジフテリア、破傷風） 【個別接種】（市内契約医療機関で実施） ・三種混合（ジフテリア、百日ぜき、破傷風） ・麻しん風しん混合 ・日本脳炎</p> <p>2 平成20年度から検診方法の統一を図った。 ※集団検診で実施 ・肺がん検診…40歳以上 ・胃がん検診…40歳以上 ・大腸がん検診…40歳以上 ・乳がん検診 エコー…30歳以上39歳以下 マンモグラフィ…40歳以上 ・子宮がん検診…20歳以上</p> <p>3 初期救急医療体制として、休日の夜間における急病診療に対応するため、香取郡市医師会の協力により、在宅当番医による内科、外科の診療を行っている。 また、二次救急の受け入れ機関として県立佐原病院及び小見川総合病院で、夜間・休日における救急に対応している。</p>
(11)	その他の福祉事業の取扱い	<p>1 災害見舞金支給事務事業については、支給内容等を検討し合併時に再編する。</p> <p>2 敬老事業、金婚式事業については、事業内容・実施方法等を新市において検討する。</p> <p>3 長寿祝金事業については、敬老事業の中で見直しを図り、合併時までに廃止する方向で検討する。</p>	<p>1 火災や台風等により住家等が被害を受けた場合の災害給付については、香取市災害見舞金及び災害弔慰金支給要綱（平成18年3月27日告示第17号）を定め、平成18年度より次の支給区分を適用、支給している。 全壊・全壊1件につき 100,000円 半壊。半壊1件につき 50,000円 一部消失・損壊1件につき 10,000円 死亡弔慰金一人につき 200,000円</p> <p>2 次のとおり、事業を実施している。 ○敬老会事業 ・社会福祉協議会・民生委員等で各区ごとに構成されている実行委員会へ補助金を交付している。 ○80歳記念写真事業 当該年度に80歳を迎える市民に対し、事業対象店舗にて記念写真を無料(2,500円相当)で撮影できる。</p>

			<p>○金婚祝事業</p> <p>当該年度に金婚を迎える夫婦に対し、記念品を贈呈する。式典・贈呈方法については各区ごとに決定</p> <p>3 当該年度に 100 歳を迎える市民に対し、祝い事業を実施している。</p> <p>・市から祝金を進呈。</p> <p>・国から銀杯と祝状を贈呈</p>
(12)	人権擁護関係事業の取扱い	<p>1 人権啓発事業については、合併時に再編する。</p> <p>2 同和対策推進事業については、見直しの方向で検討する。</p> <p>3 みずほふれあいセンターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>	<p>1 香取人権擁護委員協議会香取支部と連携し、人権問題講演会の開催、広報紙による啓発、各区イベント等実施の際に行う啓発物品の配布等人権啓発事業を行っている。</p> <p>2 同和対策推進事業である生活相談等業務委託については、平成 23 年度以降検討する。</p> <p>委託状況として、平成 17 年度から 19 年度までは千葉県人権啓発センター香取支部に、平成 20 年度からは千葉県人権啓発センター本部に業務を委託している。</p> <p>3 平成 21 年度からみずほふれあいセンターに専任の所長を配置し、生活上の相談事業及び各種クラブ活動、レクレーション並びに教養文化活動等の地域交流事業を行っている。</p>
(13)	公の施設の取扱い	<p>1 公の施設の管理・運営等については、原則として現行のとおりとし、新市において調整する。</p> <p>2 各施設の名称については、必要に応じ、合併時までに調整する。</p>	<p>1 公の施設の管理・運営等は、現行のとおり香取市に引き継いだ。</p> <p>2 各施設の名称は、調整を行い、合併時に各施設の設置条例等を制定した。</p>
(14)	財務関係事業の取扱い	<p>1 入札及び契約制度については、合併時までに調整し再編する。</p> <p>2 1 市 3 町の入札参加資格者名簿の登録業者を新市の登録業者として引き継ぐものとする。</p> <p>3 指定金融機関等については、合併時までに調整する。</p>	<p>1 入札及び契約制度は、合併時までに調整し再編した。</p> <p>2 1 市 3 町の入札参加資格者は、全て新市の入札参加資格者として引き継いだ。</p> <p>入札参加資格者の管理については、香取市電算システムによる名簿管理を行っていたが、平成 21 年度から 23 年度の入札参加資格者の管理から、平成 20 年度に共同利用を開始した「ちば市町村電子調達システム」へ移行した。</p> <p>3 指定金融機関等については、合併時までに調整し、京葉銀行に決定した。</p>
(15)	企画関係事業の取扱い	<p>1 総合計画については、合併後に 1 市 3 町の現計画及び新市建設計画との整合を図りながら新たな計画を策定する。総合計画審議会については、新市において調整し、新たに設置する。</p> <p>2 地域総合整備資金貸付事業（ふるさと融資）については、合併時に山田町の例により再編する。ただし、合併前の貸付は現行のとおりとする。</p> <p>3 地域づくり支援事業については、現行のとおりとし、新市において調整する。</p> <p>4 企業誘致活動については、現行のとおりとする。なお、企業誘致関係条例については調整し合併時に統一を図る。</p> <p>5 空港関連対策については、現行の環境対策・共生策の適切かつ確実な実施を新市においても確保する。</p> <p>6 地方路線バス、地域バスについては、現行のとおりとし、新市において調整する。</p> <p>コミュニティバス（循環バス）の運行路線、料金体系等については、当面現行のとおりとし、新市において一体性や周辺地域への交通手段の確保の観点から、循環バスのあり方について検討する。</p>	<p>1 平成 19 年度に、新市建設計画の理念を継承しつつ、新市のまちづくりの指針となる総合計画（計画期間：平成 20 年度から 29 年度の 10 年間）を策定した。</p> <p>総合計画審議会については、平成 18 年 7 月に「香取市総合計画審議会条例」を制定し、平成 19 年 1 月に設置した。</p> <p>2 地域総合整備資金貸付事業（ふるさと融資）の制度は、地域振興に関する民間事業活動を支援する制度として有効であり、合併時に香取市地域総合整備資金貸付要綱（平成 18 年 3 月 27 日告示第 139 号）を定めた。</p> <p>なお、合併前に山田町で実施されていた事業については、香取市に引き継ぎ、平成 26 年度に終了する予定である。</p> <p>3 市民の連帯の強化及び地域振興を図るため、地域振興事業を実施している。</p> <p>4 企業誘致を推進するため、平成 18 年度に企業立地促進条例（平成 19 年 3 月 26 日条例第 15 号）を制定、立地奨励金制度を設けた。</p> <p>5 合併前の佐原市・栗源町で加盟していた会議に加え、空港圏という枠組みの下、県・NAA・9 市町（成田市・富里市・山武市・芝山町・多古町・横芝光町・神崎町・栄町）による会議が組織される等、「空港対策」に加え「共生・共栄」が高まっている中で、空港周辺地域住民への施策や地域振興への検討がなされている。</p> <p>6 市内の総合的な公共交通体系の構築を図るため、「香取市地域公共交通協議会」を設置し、「地域公共交通総合連携計画」を策定した。</p>
(16)	納税関係の取扱い	<p>1 前納報奨金については、合併時に廃止する。</p> <p>2 納税貯蓄組合については、合併時に廃止する。</p> <p>3 口座振替事務については、合併時までに調整する。</p> <p>4 督促手数料については、合併時までに調整する。</p>	<p>1 前納報奨金については、合併時までに 1 市 3 町とも廃止した。</p> <p>2 納税貯蓄組合については、合併時までに 1 市 3 町とも廃止した。</p> <p>3 口座振替事務については、合併後の賦課分より統一</p>

			<p>された事務処理となった。</p> <p>【口座振替事務】</p> <p>(1) 対象税目 市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、国民健康保険税</p> <p>(2) 振替可能金融機関 千葉銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、千葉銀行、千葉興業銀行、千葉信用金庫、銚子信用金庫、佐原信用金庫、銚子商工信用組合、かとり農業協同組合、佐原農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局</p> <p>(3) 再振替 実施しない</p> <p>4 督促手数料については、督促状1通について50円の督促手数料を徴収することで統一された。</p>
(17)	一般廃棄物処理の取扱い	<p>1 廃棄物処理計画については、新市において新たな計画を策定する。</p> <p>2 ごみ及びし尿の収集、運搬、処理等については、現行のとおりとし、新市において一体性を確保するとともに効率的な運営の観点から統一できる関係一部事務組合等と調整する。</p> <p>3 指定ごみ袋については、合併時に再編に向け調整する。</p> <p>4 集団資源回収事業については、合併時に再編する。</p>	<p>1 廃棄物に関する一部事務組合が統合されたことから、平成22年度に香取広域市町村圏事務組合において計画を策定する予定である。</p> <p>2 ごみ及びし尿の収集、運搬、処理等については、平成21年4月1日に一部事務組合が統合されたことに伴い、一部事務組合と協議の結果、平成22年4月1日から組合で実施することとなった。</p> <p>3 ごみ処理指定袋については、合併時は旧市町での取り扱いが相違していたため統一が困難であった。その後調整をおこない平成20年10月1日から佐原区・栗源区の指定ごみ袋とごみ処理手数料を統一した。</p> <p>平成21年4月1日一部事務組合の統合により、平成21年10月1日から小見川区・山田区でも指定ごみ袋制を導入した。指定ごみ袋の市内統一は、平成22年4月1日に一部事務組合に事務を移管した。</p> <p>4 合併時に、香取市再資源化物回収協力奨励金交付要綱（平成18年3月27日告示第82号）を定め、事業を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再資源化物回収協力奨励金 町内会、高齢者クラブ、PTA その他団体が定期的に行う再資源化回収活動に対し、奨励金を交付する。</li> </ul>
(18)	環境対策事業の取扱い	<p>1 環境基本計画については、新市において新たな計画を策定する。</p> <p>2 環境審議会については、合併後に再編する。</p> <p>3 廃棄物不法投棄監視員については、合併時に再編する。</p> <p>4 環境美化事業については、新市において事業を存続する。実施内容等については合併後に調整する。</p> <p>5 合併浄化槽設置補助事業については、合併時に再編する。</p> <p>6 火葬関係事務については、新市において統一に向け関係一部事務組合等と調整する。</p>	<p>1 平成19・20年度の2カ年で、香取市環境基本計画を策定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>策定年度 平成21年3月</li> <li>目標年度 平成30年度</li> </ul> <p>2 香取市環境審議会設置条例（平成18年3月27日条例第131号）に基づき、委員を委嘱した。</p> <p>3 合併時に香取市廃棄物不法投棄等監視員設置要綱（平成18年3月27日告示第80号）を制定し、市内で計30人の廃棄物不法投棄監視員を委嘱し、活動している。</p> <p>4 ゴミゼロ運動は、旧市町の方法を一部改善しながら実施してきたが、平成22年度に実施内容を統一し、事業を実施している。</p> <p>5 合併時に香取市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成18年3月27日告示第86号）を定め、事業を実施している。</p> <p>6 火葬関係事務の移管には財産の問題が伴うが、今後、香取広域市町村圏事務組合と協議をしたい。</p> <p>なお、火葬料金の市民負担については、平成22年1月に統一した。</p>
(19)	農林水産事業の取扱い	<p>1 農業振興関係各種計画については、新市において新たに策定する。</p> <p>2 農業地域活性化イベントについては、現行のとおりとし、名称、事業内容等については新市において調整する。</p> <p>3 農業災害・病害虫対策については、現行のとおりとし、新市において再編する。</p> <p>4 畜産関係事業については、現行のとおりとし、新市において統合する。</p> <p>5 家畜防疫対策については、合併時に再編する。</p> <p>6 土地改良管理組合に関する事務については、現行のとおりとする。</p>	<p>1 新たな「農業振興地域整備計画」については、H19からH21までの3年計画で策定した。</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づく、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」については、H20に策定済みで、「森林整備計画」についてはH20策定後、現在見直し中。</p> <p>2 平成20年度から共通認識や一体感を持った取組みを推進するため、香取のふるさとまつり実行委員会を設置し、各運営委員会と協働し開催している。</p> <p>3 現行のとおり引継ぎ、植物防疫協会が行う、植物防疫事業に要する経費について、補助金を交付している。</p>

		<p>7 土地改良区関係事務については、現行のとおりとする。</p> <p>8 土地改良施設維持管理適正化事業については、継続事業は現行のとおりとし、新規事業は新市において調整する。</p> <p>9 ほ場整備事業に関する事務については、継続事業は現行のとおりとし、新規事業は新市において調整する。</p> <p>10 バイオマス事業については、現行のとおりとする。</p> <p>11 滞在型市民農園(クラインガルテン)の整備事業については、現行のとおりとする。</p> <p>12 農業構造改革特区については、現行のとおりとする。</p>	<p>4 酪農組合は「香取市酪農組合」、肉牛生産組合は「香取市肉牛生産組合」、養豚組合は「香取市養豚協会」として、それぞれ統合されている。</p> <p>5 防疫協会は、香取市家畜防疫協会として統合され、各種事業を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜防疫事業</li> <li>・オーエスキー病予防対策事業</li> <li>・酪農肉牛三種混合ワクチン接種事業</li> </ul> <p>6 現行のとおり引継ぎ、関連する土地改良管理組合に関する事務を行っている。</p> <p>7 現行のとおり引継ぎ、土地改良区が行う事業に対し、補助金、負担金を交付している。</p> <p>8 現行のとおり引継ぎ、土地改良区等が行う、土地改良施設の機能低下の防止、機能回復等のため、必要と認められるものに対して、補助金を交付している。</p> <p>9 府馬地区基盤整備事業を継続して行っている。 実施期間は平成21年度から26年度を予定。</p> <p>10 現行のとおり引継ぎ、平成22年2月に、「香取市バイオマスタウン構想」を公表し、地球環境に貢献する資源循環型社会の構築を推進し、持続可能な自然と共生するまちを目指している。</p> <p>11 現行のとおり引継ぎ、管理運営を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラインガルテン栗原 310㎡の土地に35㎡のラウベ(小屋)と110㎡の畑が整備された農園。全体で20区画。</li> </ul> <p>12 認定を受けた特区は、規制緩和され全国展開となる。</p>
(20)	商工・観光事業の取扱い	<p>1 融資制度及び利子補給制度については、合併時に再編する。</p> <p>2 消費生活に関する事務については、合併時に再編する。</p> <p>3 観光資源及び施設等については、新市において連携を強化し、広域的な観光振興を図る。</p> <p>4 各種観光事業については、現行のとおりとし、新市において広域的に事業を実施する。</p> <p>5 観光イベントについては、現行のとおりとし、新市において調整する。</p> <p>6 観光宣伝及び紹介については、新市において再編する。</p> <p>7 商工業に関する計画等については、新市において再編する。</p> <p>8 商工業の振興関係事業については、新市において再編する。</p>	<p>1 香取市融資制度として再編し、市内全域の中小企業者を対象に運用を行っている。 利子補給制度も再編して、全ての貸付者に交付している。</p> <p>2 市民からの消費生活相談を県消費者センターと連携して実施している。 平成21年度までは、専門相談員による消費生活相談を週1日、木曜日に実施。 平成22年度からは週3日、月・水・金曜日に実施。</p> <p>3 市ホームページ上の観光専用ホームページで、観光等に関する情報を季節ごと、エリアごとに紹介するとともに、最新情報を随時更新している。 各区との連携については、観光専用ホームページの新着情報等の更新にあたり、各区へ地域ライターを配し、相互に観光情報の受発信を行うなど、常に情報の共有と連携の強化を図っている。</p> <p>4 現行のとおり新市に引継ぎ、各種観光事業を実施している。</p> <p>5 現行のとおり新市に引継ぎ、観光イベントを実施している。</p> <p>6 本庁において、観光パンフレット「かとりまちしるべ」を作製し、市域全体の観光を広く紹介するとともに、観光専用ホームページにより、各区が保有する観光情報を詳細に掲載している。更に、旅行社等へ各区にある農業体験メニューを積極的に宣伝するなど、広域観光ルートの開発に取り組んでいる。</p> <p>7 平成22年度に検討・調査を実施する予定</p> <p>8 中小企業資金融資制度、大型店進出対策資金、企業立地奨励金、空き店舗対策事業補助金などの制度を設け、商工業の振興を図っている。 また、佐原商工会議所をTMOとして認定し、賑わい創出事業等中心市街地の活性化を推進している。</p>
(21)	都市計画の取扱い	<p>1 都市計画区域等については、現行のとおりとし、新市において策定する総合計画と整合を図り計画や区域の決定を検討する。</p> <p>2 都市計画審議会については、合併後、新市において再編する。</p> <p>3 都市計画(市町村)マスタープラン等については、新市において策定する総合計画と整合を図り策定を検討する。</p> <p>4 緑の基本計画については、新市において策定する総合計画と整合を図り見直しを検討する。</p> <p>5 都市計画道路事業については、継続事業は、現行の</p>	<p>1 都市計画区域指定の方針については、現在策定中の香取市都市計画マスタープラン(平成22年度策定予定)で明らかにすることとしており、その方針を受けて、法令に基づく手続きに着手する。</p> <p>2 合併時に佐原市都市計画審議会及び小見川町都市計画審議会は解散し、香取市都市計画審議会条例(平成18年3月27日条例第162号)を定め、平成19年7月2日に香取市都市計画審議会として組織した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員15人 学識経験のある者 5人 市議会議員 5人</li> </ul>

		<p>とおりとし、新規事業は、新市において策定する総合計画と整合を図り実施を検討する。</p> <p>6 本宿耕地関係事業及び歴史的町並み保存関係事業については、現行のとおりとする。</p> <p>7 駅前広場及び駅舎の整備計画については、現行のとおりとし、新市において策定する総合計画と整合を図り事業の実施を検討する。</p> <p>8 都市公園等の整備計画については、現行のとおりとし、制度等は合併時に、維持管理は合併後にそれぞれ再編する。</p> <p>9 公営住宅については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併時に制度等を再編する。</p> <p>10 地籍調査事業の未実施区域については、新市において策定する総合計画と整合を図り実施を検討する。</p> <p>11 里山整備については、現行のとおりとする。</p>	<p>関係行政機関の職員 3人 市民 2人 ・任期2年(再任可) H21.7.2~H23.7.1</p> <p>3 平成20年度に策定業務に着手し、平成22年度の策定完了予定で、現在作業中である。</p> <p>4 総合計画上、「公園・緑地の整備」施策における主要事業として「緑の基本計画の策定・推進」を計上している。この事業に関しては、新たな総合公園(都市計画公園)の事業化との調整を図りながら進めることとしたい。</p> <p>5 継続事業(佐原都市計画道路事業)は、合併時に新市に引き継ぎ平成27年度完了予定で、現在事業中である。 新規事業については、長期未着手都市計画道路の見直し後、検討する。</p> <p>6 本宿耕地関係事業及び歴史的町並み保存関係事業の状況は次のとおり。 【本宿耕地関係事業】 平成20年度に、佐原広域交流拠点整備事業を国と市の共同PFI事業契約を行い、建設工事を行った。平成22年3月27日に道の駅「水の郷さわら」オープン。 【歴史的町並み保存関係事業】 小野川及び香取街道の歴史的町並み保存のため、文化庁及び国土交通省の補助事業を活用し、整備を進めている。 香取市佐原地区町並み保存事業助成金交付要綱(平成18年3月27日告示第11号)を定め、伝統的建造物群保存地区及び景観形成地区の建築物等の保存整備にかかる経費の一部を助成している。</p> <p>7 佐原駅周辺地区都市再生整備計画に基づき、まちづくり交付金を活用し事業を進めている。佐原駅舎については、平成21年度JR東日本千葉支社と協定を締結し、建設に着手し、22年度末に竣工予定となっている。 佐原駅前広場については、都市計画街路の見直しを行っており、駅舎竣工後の事業着手となる。</p> <p>8 都市計画公園事業「八丁目運動公園整備事業」は平成18年度完成し、「くろべ運動公園」として供用開始している。制度については、合併時に香取市都市公園条例で使用料及び占用料を統一し、平成20年4月から申請許可に関する事務を本庁1本で行っている。日常的な公園の維持管理については、各区で行っている。</p> <p>9 市営住宅管理一般事務については本庁一括事務とし、住宅の維持管理については各区において実施する。</p> <p>10 合併後、策定した香取市総合計画では、位置づけられていない。事業実施については、後期基本計画(平成25年度から29年度)で検討する。</p> <p>11 平成19年3月に「牧野の森」基本計画を策定し、農水省・農山漁村活性化支援プロジェクト事業として位置づけを行っており、里山保全区域について、平成22年度から設計、事業化を行う。</p>
(22)	建設関係事業の取扱い	<p>1 合併前に認定されている市道・町道については、現行のとおり新市の市道とする。</p> <p>2 新市の市道認定基準については、合併時に統一する。</p> <p>3 認定道路、法定外公共物、準用河川の占用料等については、合併時に統一する。</p> <p>4 急傾斜地崩壊対策事業の受益者負担については、継続事業は現行のとおりとし、新規事業は合併時に再編する。</p>	<p>1 合併前の市道・町道は、合併時にそのまま新市の市道とした。(平成20年6月20日に市内すべての市道を新しい市道番号で認定し直した。) ※平成20年6月20日 廃止 2,527路線 延長 約1,355,899m 認定 2,530路線 延長 約1,363,459m</p> <p>2 合併時に香取市道路線認定基準を作成し統一した。</p> <p>3 合併時に香取市道路占用料条例(平成18年3月27日条例第173号)、香取市法定外公共物管理条例(平成18年3月27日条例第174号)、香取市準用河川土地占用料条例(平成18年3月27日条例第175号)を定め統一した。</p> <p>4 継続事業は現行どおりとし、合併時に香取市急傾斜地崩壊対策事業受益者負担金条例(平成18年3月27日条例第177号)を定めた。</p>

<p>(23)</p>	<p>上・下水道事業の取扱い</p>	<p>1 上水道事業  (1) 佐原市水道事業、小見川広域水道企業団水道事業、栗源町簡易水道事業については、現行のとおりとし、新市において調整する。  (2) 事業計画及び財政計画については、新市において新たに策定する。  (3) 水道料金及び加入金については、新市において調整する。  (4) 工事負担金については、合併時までに調整する。  (5) 水道事業関係手数料については、合併時までに調整する。  (6) 管理者権限事務については、合併時に再編する。  (7) 水道事業運営審議会については、新市において新たに設置する。  2 下水道事業  (1) 汚水適正処理構想については、新市において新たに策定する  (2) 下水道事業計画及び農業集落排水事業計画については、新市において新たに策定する。  (3) 下水道使用料及び農業集落排水施設使用料については、新市において調整する。  (4) 下水道事業受益者負担金及び農業集落排水施設整備事業分担金については、新市において調整する。  (5) 水洗便所改造資金及び利子補給については、合併時に統一する。  (6) 下水道事業等運営審議会については、新市において新たに設置する。</p>	<p>1 上水道事業  (1) 平成 25 年度以降に統合予定  【水道事業】  (上水道事業)  ・佐原地区水道事業  ・小見川・山田地区水道事業  (簡易水道事業)  ・栗源地区簡易水道事業  (2) 平成 21 年度に香取市水道事業基本計画（事業計画及び財政計画）を策定  (3) 合併時に香取市水道事業給水条例（平成 18 年 3 月 27 日条例第 183 号）を定めた。  料金については佐原区・小見川区・山田区が平成 20 年 10 月 1 日統一。  栗源区は平成 20 年 10 月 1 日・平成 22 年 4 月 1 日の 2 段階統一。  (4) 香取市水道事業配水管工事負担金に関する規程（平成 18 年 3 月 27 日施行水道事業管理規程第 12 号）により統一。  (5) 香取市水道事業給水条例（平成 18 年 3 月 27 日条例第 183 号）により統一。  (6) 香取市水道事業管理規程（平成 18 年 3 月 27 日水道事業管理規程第 1 号）により統一。  ・管理者…置かない  ・管理者権限事務…市長  (7) 香取市水道事業等運営審議会設置条例（平成 18 年 3 月 27 日条例第 182 号）を定め、平成 18 年 10 月 1 日設置  2 下水道事業  (1) 平成 21 年度に策定した。  (2) 平成 21 年度に策定した。  ※上記（1）汚水適正処理構想の策定に含む。  (3) 下水道使用料及び農業集落排水施設使用料について、平成 20 年 10 月 1 日から使用料を統一した。  (4) 下水道事業受益者負担金は、合併時に香取市都市計画下水道事業受益者負担金条例（平成 18 年 3 月 27 日条例第 172 号）を定め、統一したが、さらに公平を期すため、平成 20 年 3 月に当該条例を改正し、平成 21 年 1 月 1 日から施行した。  農業集落排水事業分担金は、合併時に香取市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成 18 年 3 月 27 日条例第 148 号）を定め、統一したが、さらに公平を期すため、平成 20 年 3 月に当該条例を改正し、平成 21 年 1 月 1 日から施行した。  (5) 合併時に、香取市水洗便所改造資金利子補給金交付要綱（平成 18 年 3 月 27 日告示第 88 号）を定め、統一した。  ※平成 21 年 1 月、名称を「香取市下水道接続工事等資金利子補給金交付要綱」に改める。  (6) 合併時に、香取市水道事業等運営審議会設置条例（平成 18 年 3 月 27 日条例第 182 号）を定め、設置した。</p>
<p>(24)</p>	<p>市町立学校等の通学区域の取扱い</p>	<p>市町立小中学校の通学区域については、現行のとおりとするが、市町境の地域については弾力的な運用に努める。また、新市において児童（生徒）数の動向や地域の実情を踏まえ、各学校の適正規模、適正配置の検討とあわせて調整する。市町立幼稚園の通園区域については、特に定めない。</p>	<p>平成 21 年 1 月に、学校等適正配置検討委員会の第 2 次答申を受け、「香取市学校等適正配置計画・実施プラン（案）」を作成した。これは、香取市の児童生徒数がピーク時の約 3 分の 1 となり、学級編制が困難となる学校が今後増加することから、小中連携教育をベースに、中学校を核とした 8 ブロックで構成し、小学校 27 校（平成 20 年度末）を 16 校に再編統合し、義務教育としての「教育水準の維持、向上」「教育の機会均等の確保」などを図るものである。  その実施プラン（案）について、平成 21 年 4 月から保護者説明会及び地域説明会を開催した。  その市民意見を受け、「市民協働による学校再編を進めるための配慮事項」を本編に追加した。また、旧行政区を越えて学校再編する地域については、指定学校以外の通学を可能とする「調整区域」を設け、地域事情を考慮した弾力的な対応を図ることとした。  更に平成 22 年 1 月、香取市パブリックコメント制度に基づき、実施プラン（案）に対する意見を募集し、平成</p>

			<p>22年7月に「学校等適正配置計画実施プラン」を策定した。</p> <p>1 平成18年3月27日施行された条例・規則に基づき執行している。</p> <p>(1) 奨学資金給付 将来社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とし、経済的理由により、高等学校に就学困難な生徒に対して奨学資金を給付する。 対象者：高校生 給付金額：月額9,000円 ※高校授業料無償化に伴い、平成22年4月廃止</p> <p>(2) 奨学資金貸付 将来社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とし、経済的理由により、大学、専修学校（専門課程に限る）に就学困難な学生に対して奨学資金を貸し付ける。 対象者：大学、専修学校（専門課程に限る）に入学が決定、又は在学する者 貸付金額：月額15,000円以内 返済：貸付終了の6か月後から貸付期間の3倍の期間内に返済</p> <p>2 平成18年度末に申請書等が作成され、平成19年度分から（18末申請）統一した。 経済的理由により義務教育への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費などの援助を行っている。</p> <p>3 平成18年9月から一括契約・派遣をしている。小中学生の外国語指導の充実と国際性豊かな児童生徒の育成のため、小学校23校、中学校8校に計8名のネイティブスピーカーを配置している。</p> <p>4 現行のとおりに引き継ぎ、平成19年度からは参加対象を市内全中学校に広げ、オーストラリア セントポールズハイスクールとの交流を行っている。 ホームステイによる生活体験をすることで英会話の必要性を実感でき、より高度な国際理解教育を目指している。</p> <p>5 現行のとおりに引き継いだ。 【幼稚園の設置状況】 佐原区 佐原幼稚園、津宮幼稚園、伊地山幼稚園 小見川区 小見川幼稚園</p> <p>6 平成18年度から市立幼稚園設置条例により、市内居住している者6,000円、それ以外の者7,000円で統一が図られている。</p> <p>7 私立幼稚園就園奨励費については、合併時より国の制度に基づき実施している。 香取市立幼稚園の授業料の減免措置に関する規則により減免を行っているが、国庫補助限度額が市の減免額を下回っている。</p> <p>8 平成18年度から給食費は小学校4,000円中学校4,500円で統一が図られている。 口座振替等の徴収事務は平成19年度に統一した。</p>
(25)	学校教育事業の取扱い	<p>1 奨学資金支給事業については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給付事業については、合併時までに山田町の例により調整する。</p> <p>(2) 貸付事業については、合併時までに小見川町の例により調整する。 ただし、貸付対象は大学等に在学する者とする。</p> <p>2 要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、合併年度は現行のとおりにし、合併翌年度に佐原市の例により調整し、制度の統一を図る。</p> <p>3 外国語指導助手派遣事業については、現行のとおりにし、新市において調整する。</p> <p>4 中学生国際交流事業については、現行のとおりにする。</p> <p>5 公立幼稚園については、現行のとおりにする。</p> <p>6 公立幼稚園の授業料については、合併年度は現行のとおりにし、合併翌年度に佐原市の例により統一を図る。</p> <p>7 就園奨励費援助については、国の制度に基づき合併時までに調整し、新市において実施する。 また、単独費補助分については、現行のとおりにする。</p> <p>8 学校給食については、現行のとおりにし、新市において速やかに調整する。 なお、給食費負担金については、合併年度は現行のとおりにし、合併翌年度に統一を図る。</p>	<p>1 講座、教室等は、各区において行われているが、学級生は他地区にて学ぶなど、良い意味での混在が見られる。 イベントでは、小見川区でおこなわれていた生涯学習フェスティバルが、市の催しとして、会場を佐原に移行して行われている。 (主な講座、教室等) (佐原区) ・料理教室 ・七宝入門教室 ・英語入門教室 ・歌声入門教室 ・フラワーアレンジメント教室 ・切り絵教室 ・市民カレッジ講座 ・郷土学習講座 ・自然環境講座 (小見川区) ・なでしこ学級 ・初心者絵画教室 ・高齢者民謡教室 ・高齢者舞踏教室 ・高齢者絵画教室 ・高齢者園芸教室 ・高齢者教養教室 ・心も体もリフレッシュ講座 ・押し花絵講座 ・やさしい韓国語講座 (山田区)</p>
(26)	社会教育事業の取扱い	<p>1 生涯学習事業（講座・教室・イベント等）については、現行のとおりにし、新市において地域の状況、関係団体の意向を踏まえ調整する。</p> <p>2 成人式については、新市において一本化の方向で速やかに調整する。</p> <p>3 各種スポーツ教室等については、現行のとおりにし、新市において住民の要望等を考慮し調整する</p> <p>4 各種スポーツ大会等については、新市において地域の状況、関係団体の意向を踏まえ速やかに調整する。</p>	

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンの花教室 ・押し花教室</li> <li>・トールペイント教室 ・パッチワーク教室 (栗源区)</li> <li>・いけばな教室 ・和太鼓教室 (全25回)</li> </ul> <p>2 平成18年度より香取市民体育館、1箇所で開催している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準年月日に満20歳を迎える市民、市出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。</li> <li>・実施日は成人の日(1月の第2月曜日)の前日</li> </ul> <p>3 教室参加者等の要望を取り入れ、人気のある教室は、2回に分けて実施している。</p> <p>(主な教室)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水泳教室(第1次)、(第2次)</li> <li>・初心者ボーリング教室</li> <li>・ヨガ教室</li> <li>・ピラティス教室</li> <li>・経絡体操教室</li> <li>・柔道教室(栗源会場、山田会場)</li> <li>・剣道教室(栗源会場、山田会場)</li> <li>・バドミントン教室</li> <li>・ミニバスケットボール教室</li> <li>・陸上教室</li> <li>・テニス教室</li> <li>・少年スキー教室</li> </ul> <p>4 地域の状況また関係団体の意向もあるが、類似のスポーツ大会等については統合するよう調整を図っている。</p> <p>(主なスポーツ大会)</p> <p>小見川スポーツフェスタ、山田スポーツ大会、香取市民レガッタ、香取市民ゴルフ大会、B&amp;G杯ミニバスケットボール大会、B&amp;G栗源杯香取郡市中学校親善女子バレーボール大会、黒部杯争奪剣道大会、香取郡市中学校野球大会</p>
(27)	文化振興事業の取扱い	<p>1 文化振興関係事業については、新市において地域の状況、関係団体の意向を踏まえ速やかに調整する。</p> <p>2 史跡等整備事業計画については、新市において新たに策定する。</p> <p>3 市町史編纂事業については、新市において実施する。</p> <p>4 指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>	<p>1 平成21年度から名称を香取市民文化祭に統一して、実施している。</p> <p>【香取市民文化祭2009】</p> <p>(佐原会場)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場 所…佐原中央公民館、佐原文化会館</li> <li>・開催日…平成21年10月31日(土)～11月3日(祝)</li> </ul> <p>(小見川会場)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場 所…小見川区事務所、山田公民館</li> <li>・開催日…平成21年11月1日(日)～3日(祝)、11月7日(土)～8日(日)</li> </ul> <p>(山田会場)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場 所…山田公民館</li> <li>・開催日…平成21年11月2日(月)～3日(祝)</li> </ul> <p>2 現在計画策定中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定史跡伊能忠敬旧宅跡・良文貝塚については、指定範囲拡大に向けて発掘調査を実施。</li> <li>・油田牧馬土手跡・香取神宮遺跡・清水入瓦窯跡は、指定措置に向けて確認調査・測量調査を継続して実施。</li> </ul> <p>3 市史編纂事業については、現時点では編纂計画がない。</p> <p>※香取市としての歴史が蓄積された時点で、着手する事業</p> <p>4 指定文化財については、平成18年3月27日にすべて引き継がれた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定文化財(国宝) 工芸品 1件</li> <li>・国指定文化財 建造物 1件、彫刻 1件、工芸品 3件、古文書 1件、歴史資料 1件、史跡 3件、天然記念物 1件、無形民俗文化財 1件</li> <li>・国選定文化財 重伝建 1件</li> <li>・国登録文化財 建造物 3件</li> <li>・千葉県指定文化財 建造物 12件、彫刻 5件、工芸品 7件、</li> </ul>

			<p>古文書 4件、考古資料 6件、歴史資料 1件、 無形文化財 1件、史跡 6件、天然記念物 1件、 有形民俗文化財 2件、無形民俗文化財 2件</p> <p>・香取市指定文化財</p> <p>建造物 17件、絵画 10件、彫刻 8件、 工芸品 4件、古文書 12件、書籍 1件、典籍 1件、 考古資料 12件、歴史資料 6件、史跡 28件、 名勝 1件、天然記念物 4件、 有形民俗文化財 4件、無形民俗文化財 13件</p>
--	--	--	---

## 4 地域自治区制度

### 制度の背景

第27次地方制度調査会で答申された内容を受け、平成16年5月国会で成立した地方自治法の改正を含む合併関連三法の整備により、地域自治区制度が発足することとなりました。地域自治区は、市町村合併をした場合に、合併特例法に基づいて設置される場合と、合併をしない場合でも地方自治法の一般制度によって設置される場合の二通りがありました。

地域自治区制度は、合併等によって市町村の規模が拡大しつつある中で住民自治を実現するため、市町村を一定の区域に分け、各区に設置する事務所と地域協議会によって住民に身近な事務の処理を、住民の意見を十分に反映させつつ、行政と住民が連携して行うための制度であります。

### 地方自治法に基づく地域自治区の設置

一般制度として、市町村合併を行わない自治体であっても、条例に基づいて地域自治区を設置することができます。この地域自治区は、法人格を有さず、基礎自治体の一部として事務を分掌し、支所・出張所機能を担う総合的な事務所を有し、そこに事務吏員をもってあてられる事務所長がおかれます。地域自治区には、地域協議会が設置されて、市町村長が選任した委員によって組織されます。地域協議会の委員の定数や組織運営に関する必要な事項は条例で定められます。地域協議会は、地域自治区の事務所が所掌する事務などについて、市町村長からの諮問を受け、それらについて審議し、市町村長に対して意見を述べるすることができます。平成18年7月1日時点での一般制度の地域自治区設置団体数は15

### 香取市における導入の目的・経過

本制度は、合併協定項目の「地域審議会等の取扱い」として協議がなされました。当時、地域審議会等の項目については、合併によって、地域住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるのではないかと住民の懸念に対応して、法的には、地域審議会・地域自治区・合併特例区といった複数の選択肢がありました。総務部会等におけるメリット、デメリット等の議論や幹事会等で議論を重ねて、各市町の首長の意向等も伺い、最終的に、「地域住民の意見が反映されにくくなるのではないか。」「中心部だけが発展して周辺部が取り残されるのではないか。」などの懸念から、特別職の設置、設置期間、住居表示などが検討ポイントになり、地方自治法による地域自治区を選択しました。

合併協定書の内容を基に、香取市地域自治区の設置に関する条例及び香取市地域自治区に係る特別職設置条例を制定しました。

なお、特別職については、設置はせず、条例は平成18年9月に廃止しました。

## 制度の運用

### (1) 委員構成

名 称	任期	委員数(人)			
		計	内訳		
			第1号 委員	第2号 委員	第3号 委員
佐原区協議会	H19.2～H21.2	10人	6人	2人	2人
	H21.2～H23.2	10人	6人	2人	2人
小見川区協議会	H19.2～H21.2	10人	6人	2人	2人
	H21.2～H23.2	10人	6人	2人	2人
山田区協議会	H19.2～H21.2	10人	6人	2人	2人
	H21.2～H23.2	10人	6人	2人	2人
栗源区協議会	H19.2～H21.2	10人	6人	2人	2人
	H21.2～H23.2	10人	6人	2人	2人

第1号委員...地域及び公共的団体を代表する者又はこれらの団体が推薦する者

第2号委員...識見を有する者

第3号委員...公募による者

### (2) 会議の開催及び地域振興事業の状況

年度	地域	会議開催	地域振興事業	
			申請件数	交付件数
H18	佐原区	2		
	小見川区	2		
	山田区	2		
	栗源区	2		
H19	佐原区	4	6	5
	小見川区	4	7	5
	山田区	5	6	6
	栗源区	4	7	5
H20	佐原区	6	10	6
	小見川区	7	6	6
	山田区	7	6	5
	栗源区	6	6	5

H21	佐原区	4	9	6
	小見川区	4	6	6
	山田区	5	7	7
	栗源区	4	6	5

### (3) 地域協議会からの意見書

- ・ 提出期日 平成 19 年 5 月 28 日  
内 容 小見川文化会館の早期開館等について(建議)  
協議会名 小見川区
- ・ 提出期日 平成 19 年 10 月 1 日  
内 容 香取市基本計画(素案)に対する意見について  
協議会名 佐原区
- ・ 提出期日 平成 19 年 10 月 2 日  
内 容 香取市基本計画(素案)に対する意見について  
協議会名 小見川区、山田区、栗源区
- ・ 提出期日 平成 21 年 7 月 14 日  
内 容 山田区の地域振興施策実施について  
橋ふれあい公園の環境整備及びグラウンドゴルフ、パークゴルフ場等の生涯スポーツ施設の設置  
県道旭小見川線田部地先から県道山田佐原線米野井地先を結ぶ新設道路の着工  
県道山田栗源線仁良地先から県道旭小見川線田部地先までの道路改良と新設道路の着工  
工業団地の造成  
協議会名 山田区

### 制度の評価

本協議会の運用は、制度が制定されてから間もないことや事例が少ないことなどから試行錯誤の状況でありましたが、これまで、各区の協議会は、総合計画の策定、都市計画マスタープランの策定や組織機構の見直しなどの案件について議論するため、佐原区協議会16回、小見川区協議会17回、山田区協議会19回、栗源区協議会16回の会議が開催されています。また、地域振興事業の創設により81件の事業を審査しました。加えて基本計画や小見川文化会館、地域振興施策などの6件の意見が寄せられており、このような状況から、本制度は市長の附属機関という位置づけで、一定の成果は得られていると思われれます。

次に市民の認知度や連携についてですが、本制度については合併時に周知を行なった上、毎回協議が開催される2週間前に開催の告知をホームページ、広報紙等において行っています。なお、協議内容については逐次ホームページ上

の公開と広報紙による報告がなされています。しかしながら、傍聴などの状況から住民の制度への認知度は低いと言えます。そのため、新たな地域の仕組みとしての側面からは、自治会や市民団体などとの活発な連携をするまでには至っておりません。

また、実態として、この制度は市町村合併を進める中で検討されてきたものであり、それゆえに一般制度としての地域自治区ではありますが、合併に伴う影響や課題について主に議論する状況となっています。

### **制度の展望**

本市においては、平成20年度から「市民協働による暮らしやすく人が集うまちづくり」を基本理念とした香取市総合計画が動き出し、この計画を着実に実現するための、運営方針を定めたルール「市民協働指針（かとり風）」を策定しました。今後、行政と市民が共に自治を担う地域経営の仕組みとなる「市民協働」を推進し、暮らしやすく人が集うまちづくりを具体的かつ安定的に実践するため、まちづくり条例の制定を予定しています。この中で、本市の目指す住民自治の発展に繋げるよう検討しているところです。したがって、本市における住民自治の仕組みの一つである地域自治区制度について、位置づけを整理する必要があります。

なお、地域自治区制度については、合併協定書において、地域自治区の設置後、5年を目安に制度を評価して見直しを図るものとしており、平成22年度は4年間を経過し5年目にあたります。